



沖縄県

令和2年度版

学校教育における
指導の努力点

沖縄県教育委員会

目 次

「学校教育における指導の努力点」の体系	1
「学校教育における指導の努力点」の趣旨	2
学校教育における指導の努力点	3
○ 確かな学力の育成	4
○ 豊かな心の育成	4
○ 健やかな体の育成	4
○ 目的意識の高揚	5
○ 基本的な生活習慣の確立	5
○ 地域の自然・歴史・文化の重視	5
I 幼稚園における指導の努力事項	6
1 幼稚園教育の基本の重視	7
－ 教育環境の充実と生きる力の基礎の育成 －	
2 教育課程等の効果的な推進	8
－ 生きる力の基礎を育むことを目指した、創意ある教育課程の編成及び実施 －	
3 幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続	9
－ 「沖縄型幼児教育」の推進に向けた連携体制の構築 －	
4 園内研修の充実	10
－ 実践的指導力の向上と幼児理解に基づく評価の実施 －	
5 子育ての支援体制の充実	11
－ 地域における幼児期の教育のセンターとしての役割推進 －	
II 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校における指導の努力事項	12
1 教育課程の効果的な展開	
－ 生きる力を育み、創意工夫を生かした教育課程の編成・実施 －	(小・中) 13
－ 生きる力を育み、創意工夫を生かした特色ある教育活動の展開 －	(高) 14
－ 障害の状態、発達の段階及び特性等を考慮し、生きる力を育み、社会と連携・協働しながら、よりよい社会を創る特色ある教育課程の編成及び実施 －	(特支) 15
2 学習指導の工夫・改善・充実	
－ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導体制や指導方法の確立－	(小・中) 16
－ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善－	(高) 17
－ 個々のニーズに応じて、自立し社会参加する力の育成を重視した、育成すべき資質・能力、「主体的・対話的で深い学び」の視点を踏まえた指導の充実 －	(特支) 18
3 道徳教育の充実	
－ 自他の生命を尊重する心を基盤に「豊かな心」を育む －	(小・中) 19
－ 人間としての在り方生き方を主体的に探求し、豊かな心を育む －	(高) 20
－ 自立した人間として他者と共によりよく生きるための「豊かな心」を育む －	(特支) 21

4	健やかな心と体を育む教育の充実		
－	心と体を一体として捉えた、健康の保持増進と体力の向上	－	(小・中) 22
－	心と体を一体として捉えた、健康の保持増進と体力の向上	－	(高) 23
－	健康の保持増進及び体力の向上と運動・スポーツ活動の充実	－	(特支) 24
5	生徒指導の充実		
－	信頼関係を基盤とした生徒指導の充実	－	(小・中) 25
－	キャリア形成につなげる生徒指導の充実	－	(高) 26
－	幼児児童生徒のキャリア形成に向けた生徒指導の充実	－	(特支) 27
6	キャリア教育の充実		
－	社会的・職業的自立に向けた資質・能力を育む取組の推進	－	(小・中) 28
－	生徒の自己実現及び社会参画をめざす指導の充実	－	(高) 29
－	小・中・高等部の一貫した進路指導と職業教育の推進	－	(特支) 30
7	特別活動の充実		
－	自ら学び考え、自らを律しつつ他者と協調できる豊かな人間性・社会性の育成	－	(小・中) 31
－	様々な集団活動や体験的な活動を通して、生徒の人間形成を図る	－	(高) 32
－	豊かな体験活動と望ましい集団生活を通して 主体的・実践的な態度を育む	－	(特支) 33
8	進路指導の充実		
－	キャリア教育を推進し、目的意識を高め、自らの進路を主体的に選択決定し、 自己実現ができる生徒の育成	－	(高) 34
9	中途退学対策の強化		
－	存在感や自己実現の喜びを実感できる指導の充実	－	(高) 35
10	特別支援教育の充実		
－	個々の教育的ニーズの把握と全校体制による教育的支援	－	(小・中) 36
－	情報の共有化と支援体制の確立	－	(高) 37
11	自立活動の充実		
－	心身の調和的発達の基盤を培い、自立を目指した主体的活動の推進	－	(特支) 38
12	校内就学支援の充実		
－	校内就学支援体制及び教育相談の充実	－	(特支) 39
13	交流及び共同学習の推進		
－	幼児児童生徒の豊かな人間性と社会性の育成	－	(特支) 40
14	食育の推進		
－	基本的生活習慣の確立と健全な食生活を実践することのできる能力の育成	－	(小・中) 41
－	基本的生活習慣の確立と健全な食生活を実践することのできる能力の育成	－	(高) 42
－	将来の自立した生活に向け、望ましい食習慣を身に付け、 自己の健康を管理する力等の育成	－	(特支) 43

15 学校安全・防災教育の推進			
－ 幼児児童生徒の危険回避能力の育成 －	(小・中)	44	
－ 生徒の危険回避能力の育成 －	(高)	45	
－ 幼児児童生徒の危険回避能力の育成 －	(特支)	46	
16 人権教育・平和教育の充実			
－ 生命の尊重や個人の尊厳及び平和を希求する心を育む －	(小・中)	47	
－ 生命の尊重や個人の尊厳及び平和を希求する態度の育成 －	(高)	48	
－ 生命を尊重や個人の尊厳及び平和を希求する心を育む －	(特支)	49	
17 国際理解教育・外国語教育の推進			
－ 國際社会に対応できるコミュニケーションを図る資質・能力の育成 －	(小・中)	50	
－ 國際社会に対応できる国際理解教育・外国語教育の推進 －	(高)	51	
－ 國際社会に対応できる国際理解教育・外国語教育の推進 －	(特支)	52	
18 情報教育の充実			
－ 情報活用能力の育成と情報モラル指導の充実 －	(小・中)	53	
－ 学習の基盤となる資質・能力である情報活用能力の育成 －	(高)	54	
－ コンピュータ等の支援機器の活用 －	(特支)	55	
19 環境教育の充実			
－ 地球環境の保全やよりよい環境の創造のために、主体的に行動する資質・能力の育成 －	(小・中)	56	
－ 環境問題解決の能力及び環境保全に参加する態度の育成 －	(高)	57	
－ 身近な環境に目を向け、それを保護・改善していく意欲・態度の育成 －	(特支)	58	
20 へき地教育の充実			
－ 少人数の特性を生かした学習指導、合同・集合・交流学習の推進 －	(小・中)	59	
21 総合学科の充実			
－ 自己の進路への自覚を高める学習の推進 －	(高)	60	
22 職業教育の充実			
－ 社会を支え産業の発展を担う職業人の育成 －	(高)	61	
23 定時制・通信制教育の充実			
－ 生徒一人一人の生きる力を育む定通教育 －	(高)	62	
24 学校間連携の推進			
－ 履修機会の拡大による教育の一層の弾力化 －	(高)	63	
25 子供の貧困対策の推進			
－ 教育の機会均等を図るための子供の貧困対策の推進 －	(小・中)	64	
	(高)		
	(特支)		
III 生涯学習振興課、文化財課			65
生涯学習振興課……………			66
文化財課……………			68

「学校教育における指導の努力点」の体系

【本県教育の目標】

創造性・国際性に富む人材の育成と生涯学習の振興

自ら学ぶ意欲を育て、学力の向上を目指すとともに豊かな表現力とねばり強さをもつ児童生徒を育成する。
平和で安らぎと活力ある社会の形成者として、郷土文化の継承・発展に寄与し、国際社会・情報社会等で活躍する心身ともに健全な県民を育成する。
学校・家庭・地域社会の相互の連携及び協力のもとに、時代の変化に対応し得る教育の方法を追究し、生涯学習社会の実現を図る。
幅広い教養と専門的能力を培うとともに、高い公共性・倫理性を保持しつつ、時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、改善していく資質を有する人材を育成する。

【努力点】

- 確かな学力の育成
- 豊かな心の育成
- 健やかな体の育成
- 目的意識の高揚
- 基本的な生活習慣の確立
- 地域の自然・歴史・文化の重視

沖縄県教育振興基本計画

学校教育における指導の努力点

【努力事項】

- | | |
|------------|--|
| I 幼稚園 | 1 幼稚園教育の基本の重視
2 教育課程の効果的な推進
3 幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続
4 園内研修の充実
5 子育ての支援体制の充実 |
| II 小学校・中学校 | 1 教育課程の効果的な展開
2 学習指導の工夫・改善・充実
3 道徳教育の充実
4 健やかな心と体を育む教育の充実
5 生徒指導の充実
6 キャリア教育の充実
7 特別活動の充実
10 特別支援教育の充実
14 食育の推進
15 学校安全・防災教育の推進
16 人権教育・平和教育の充実
17 国際理解教育・外国語教育の推進
18 情報教育の充実
19 環境教育の充実
20 べき地教育の充実
25 子供の貧困対策の推進 |
| III 高等学校 | 1 教育課程の効果的な展開
2 学習指導の工夫・改善・充実
3 道徳教育の推進
4 健やかな心と体を育む教育の充実
5 生徒指導の充実
6 キャリア教育の充実
7 特別活動の充実
8 進路指導の充実
9 中途退学対策の強化
10 特別支援教育の充実
14 食育の推進
15 学校安全・防災教育の推進
16 人権教育・平和教育の充実
17 国際理解教育・外国語教育の推進
18 情報教育の充実
19 環境教育の充実
21 総合学科の充実
22 職業教育の充実
23 定時制・通信制教育の充実
24 学校間連携の推進
25 子供の貧困対策の推進 |
| IV 特別支援学校 | 1 教育課程の効果的な展開
2 学習指導の工夫・改善・充実
3 道徳教育の充実
4 健やかな心と体を育む教育の充実
5 生徒指導の充実
6 キャリア教育の充実
7 特別活動の充実
11 自立活動の充実
12 校内就学支援の充実
13 交流及び共同学習の推進
14 食育の推進
15 学校安全・防災教育の推進
16 人権教育・平和教育の充実
17 国際理解教育・外国語教育の推進
18 情報教育の充実
19 環境教育の充実
25 子供の貧困対策の推進 |

【関連施策】

- 沖縄21世紀ビジョン基本計画
- 沖縄県教育大綱
- 沖縄県教育振興基本計画
- 生涯学習・社会教育推進の努力点
- 学力向上推進5か年プラン・プロジェクトII

「学校教育における指導の努力点」の趣旨

1 趣 旨

本県学校教育の現状と課題に基づき、学校教育における実践上の指針としての6つの「努力点」及び具体策としての「努力事項」を、幼稚園等、小学校・中学校、高等学校、特別支援学校の各校種ごとに示すことで、各学校における教育活動の改善・充実に資する。

2 各機関における取組

『学校教育における指導の努力点』は、本県教育の充実を図るため、学校及び教育行政において、重点的な取組事項の指針として、学校及び市町村教育委員会、県教育委員会においては、以下のことを踏まえ学校経営や各種事業に反映させる。

(1) 学 校

- ① 各努力事項の内容について、全職員で共通理解を図るとともに、共通実践のために活用する。
- ② 各努力事項の内容を、教育課程編成の視点としてとらえ、学校経営計画等に反映させる。
※幼稚園等においては『幼稚園教育課程編成要領』、小・中学校においては『小学校・中学校教育課程編成要領』、高等学校においては『高等学校教育課程編成要領』、特別支援学校においては『特別支援学校教育課程編成要領』を併用すること。
- ③ 各学年・各教科等担当者及び校務担当者は、各努力事項の内容や学校の実態等を踏まえた教育活動を計画・実施する。
- ④ 各努力事項の内容や自校の実態（学校評価）等を踏まえ、年度の取組の成果と課題についてまとめる等、学校教育の充実に努める。

(2) 市町村教育委員会

- ① 学校教育の充実のため、校長会、教頭会、各種研修会で、各努力事項の内容の周知を図る。
- ② 各努力事項及び、各地域、各学校の実態等を踏まえ各種事業を展開する。
- ③ 教育研究所においては、各種講座及び長期研修において、各努力事項の内容を踏まえた研修、調査研究等を推進する。
- ④ 各努力事項の取組状況の把握と点検評価に努め、年度の取組の成果と課題についてまとめる。

(3) 県教育委員会

- ① 学校及び市町村教育委員会における教育活動の充実のため、担当指導主事連絡協議会、各種研修会等で、各努力事項の内容の周知を図る。
- ② 各担当課、各教育事務所、県立総合教育センターにおいては、各努力事項の内容を教育施策に反映させ、研究指定校及び各種事業等を展開する。
- ③ 各担当課、各教育事務所、県立総合教育センターにおいては、各種研修、講座及び長期研修等において、各努力事項の内容等を踏まえた研修、研究等を推進する。
- ④ 各努力事項について、取組状況の把握と点検評価を行い、当該年度の成果と課題をまとめるとともに、次年度の「努力事項」の改善にいかす。

学校教育における指導の努力点

学校教育においては、子供たちの発達の段階を踏まえ、組織的・計画的・継続的な教育を行うことが肝要である。子供たちに基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力の育成及び主体的に学習へ取り組む態度を養うことが大切である。また、豊かな心、健やかな体の育成など、「生きる力」を育む学習活動を教育活動全体で充実させることが重要であり、自らの個性を生かし社会の変化に主体的に対応できる能力や創造性の基礎を培う必要がある。

このため、学校においては、各教科、特別の教科 道徳（以下「道徳科」という）、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動等、教育活動全体を通じて、個に応じた指導を充実させるとともに、目的意識を高める指導方法等の改善・充実を図ることで、子供たちに、自己肯定感と向上心を育むなど、適切な教育課程の編成・実施に努める必要がある。

県教育委員会及び各市町村教育委員会においては、各学校が創意工夫を生かした特色ある教育課程を編成・実施できるよう、各学校の実状に応じた適切な支援に努める必要がある。

そこで、学校教育における充実した教育活動のために、次の「努力点」を定め、学校の教育活動全体を通じてその達成に向けた取組を推進する。

- 確かな学力の育成
- 豊かな心の育成
- 健やかな体の育成
- 目的意識の高揚
- 基本的な生活習慣の確立
- 地域の自然・歴史・文化の重視

○ 確かな学力の育成

子どもたちが、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これから時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようするためには、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進する必要がある。

学校においては、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するためには必要な思考力・判断力・表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努める必要がある。

その際、子どもたちの発達の段階を考慮して、子どもたちの言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、子どもたちの学習習慣が確立できるような取組を推進する。

○ 豊かな心の育成

潤いと活力をもたらす沖縄らしい優しい社会の実現に向け、道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努める必要がある。

学校においては、道徳科を要として、教育活動全体を通じて、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うような道徳教育を推進する。

道徳教育や人権教育・平和教育を推進するに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、体験活動等を通して、伝統と文化を尊重し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和な社会の形成者として、公共の精神を尊び、地域社会の発展に努め、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある県民の育成に努める必要がある。

○ 健やかな体の育成

子どもたちの健やかな体を育成するため、学校体育の充実や子供の体力の向上を図るとともに、生涯にわたって健康で安全な生活を自ら営んでいくための知識や態度の育成が重要である。

このため、学校においては、健康に関する現代的課題に適切に対処するために、学校保健、学校安全及び学校給食を総合的にとらえ、体験的な学習の充実を図るなど、子どもたちの心身の健康の保持増進に組織として一体的に、かつ意図的、計画的に取り組む必要がある。

また、体育・スポーツ活動に関しては、幼児期における運動習慣の基盤づくりや心と体を一体としてとらえ、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成することを目指す。そのなかで、子どもたちが自ら課題を見つけ目標を設定し、自発的・自主的な活動を通して運動やスポーツが好きになり、積極的に運動に親しむ資質や能力を育てる学習指導の工夫・改善を図り、運動部活動の活性化や適正化並びに体力の向上を図る取組を推進する。

○ 目的意識の高揚

目的意識の高揚は、自ら課題を見つけ、自ら学び自ら考え、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決するなどの「生きる力」を支える上で必要であり、生涯学習の視点においても重要である。

学校においては、家庭、地域社会等と連携し、子供たちに目標の達成に向けて努力することの大切さに気付かせたり、その過程を振り返ったりする活動を通して、自己肯定感や向上心を育む指導に努める必要がある。

その際、特別活動を要としたキャリア教育を推進し、子供たちのキャリア発達を促す取組を充実させ、社会的・職業的自立に向けた資質・能力を育む必要がある。

また、家庭・地域社会等と連携した豊かな体験活動を計画的・組織的に実施し、達成感・充実感を味わわせる取組を推進する。

○ 基本的な生活習慣の確立

子供たちが、生き生きと学校生活や家庭生活及び社会生活を営むためには、生命の尊重、健康・安全、規則正しい生活、規範意識、礼儀作法等の基本的な生活習慣を確立させる必要がある。

学校においては、家庭支援の視点に立った取組をすすめ、学校の教育活動全体で、基本的な生活習慣の確立に係る適切な指導の充実に努める必要がある。

子供たちの生徒指導に係る諸課題の解決に向けて、学校と家庭の連携を強化することは緊要であり、家庭・地域社会、関係機関・団体においては、各々の役割を自覚するとともに、緊密な連携のもとに、社会全体で子供たちの基本的な生活習慣の確立を図る取組を推進する。

○ 地域の自然・歴史・文化の重視

本県は、わが国の南西端に位置し、亜熱帯海洋性気候で豊かな自然に恵まれており、特色ある歴史や文化が育まれてきた。この地理的・自然環境の特性や歴史、文化は、私たちの生活の舞台であるとともに、心の拠り所であり、将来に向けて継承・発展させる必要がある。

県民の生活や文化の向上を図るために、子供たちが地域の自然を愛し、歴史や文化を大切にする心を育み、世界遺産に登録されている「琉球王国のグスク及び関連遺産群」やユネスコ無形文化遺産である「組踊」をはじめ、先人が築いてきた歴史や優れた文化に誇りを抱くようになることが必要である。そして、自分の住んでいる地域の発展に貢献しグローバルな視野で活躍する人材の育成に努める必要がある。

このため、学校においては、地域の自然や歴史、文化に係る地域素材を積極的に教材化し、体験活動や体験的な学習など、多様な活動の促進により、心の拠り所である地域への愛着心やそれらを基盤に他の文化を受容するなど、個性豊かで創造性に富んだ学習活動を推進する。

I 幼稚園における指導の努力事項

幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期であり、幼稚園教育は、学校教育法に規定する目的及び目標を達成するため、幼児一人一人の発達の特性を踏まえ、それに応じた教育を行うことを基本とする。

その基本は、環境を通して行うことを踏まえ、教師は幼児との信頼関係を築き、幼児が身近な環境に主体的に関われるようにしながら、共によりよい教育環境を創造できるように努めることである。

日々の教育活動においては、教材を工夫し、物的・空間的環境を構成しながら、幼児が人や物と関わりがもてるようにながら、その主体的な活動が確保されるようにする必要がある。

1 幼稚園教育の基本の重視

— 教育環境の充実と生きる力の基礎の育成 —

幼稚園では、幼稚園教育要領第1章総則の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえて幼稚園生活を開き、その中で資質・能力を一体的に育むことが重要である。

このため、幼稚園においては、幼児期の特性や幼稚園教育の役割を十分に理解し、幼児期にふさわしい環境の下で、幼児が様々な体験を通して生きる力の基礎を育むことができるようになることが大切である。

(1) 幼児期にふさわしい生活の展開

- ① 幼児一人一人が安定した園生活を送ることができるよう、教師相互の共通理解のもと、教師と幼児の信頼関係、幼児同士の好ましい人間関係づくりをする。
- ② 幼児の生活は、興味や関心に基づいた直接的で具体的な体験からなり、幼稚園生活においても主体的に環境と関わり、十分に活動し、充実感や満足感を味わうことができるようになる。
- ③ 幼児が互いに関わりを深め、協同して遊ぶことができるように適切な援助を行う。

(2) 遊びを通しての総合的な指導の展開

- ① 幼児期における遊びは、周囲の環境に様々な意味を発見し、様々な関わり方を発見するという性質があり、それ自体を目的にしているため、その遊びを中心とした幼稚園生活を開く。
- ② 遊びの中で幼児が発達していく姿を様々な側面から総合的に捉え、幼稚園教育のねらいが総合的に実現するように、遊びの展開に留意し適切な指導を行う。

(3) 一人一人の発達の特性に応じた指導の展開

- ① 幼児一人一人の発達の特性（見方、考え方、感じ方、関わりなど）と課題を理解し、その幼児らしさを損なわないように指導することを大切にする。
- ② 幼児の具体的な要求や行動の背景にあるものを推し量り、幼児が真に求めていることに即して必要な経験が得られるように援助する。
- ③ 教師の目の前に現れる幼児の姿は教師との関わりの下、現れてきている姿との基本姿勢をもち、幼児一人一人に応じたより適切な関わりができるようになる。

(4) 幼稚園教育を通じた資質・能力の育成

- ① 生きる力の基礎となる資質・能力である「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」を幼稚園の活動全体によって育むよう留意する。
- ② 幼稚園修了時の具体的な姿である、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮して指導を行う。

■関連資料■

- | | | |
|------------------|----------|-------|
| ◎『幼稚園教育課程編成のために』 | 沖縄県教育委員会 | 平成30年 |
| ◎『幼稚園教育要領』 | 文部科学省 | 平成29年 |
| ◎『幼稚園教育要領解説』 | 文部科学省 | 平成29年 |

2 教育課程の効果的な推進

— 生きる力の基礎を育むことを目指した、創意ある教育課程の編成及び実施 —

幼稚園では、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに幼稚園教育要領の示すところに従い、創意工夫を生かし、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に応じた適切な教育課程を編成する必要がある。

そのために、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や全体的な計画にも留意しながら教育課程を編成するとともに、カリキュラム・マネジメントに努めながら教育活動の質の向上を図っていくことが大切である。

(1) 適切な教育課程を編成する

- ① 教育課程の編成に当たっては、法令や幼稚園教育要領に従い、全体的な計画にも留意しながら、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえて行う。
- ② 幼児の心身の発達を十分に踏まえるとともに、各幼稚園や地域の実態に応じた、特色ある教育課程を編成する。

(2) 指導計画の作成と充実を図る

- ① 教育課程の実施に当たっては、幼児一人一人の発達の段階にふさわしい生活が展開されるよう、具体的な指導計画を作成して適切な指導が行われるようにする。
- ② 教育活動全体を通して幼児期のキャリア教育の充実を図り、幼児一人一人が安心して自己発揮する中で、自分のよさに気付き、好きなことや得意なことを増やし、様々な活動に意欲と自信をもって取り組む姿勢を育むように指導計画を作成する。
- ③ 障害のある幼児の指導にあたり、家庭や医療、福祉などの業務を行う関係機関と連携した支援のための個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成する。
- ④ 幼児の発達や指導過程についての保育記録を充実させるとともに、指導方法の工夫改善及び指導計画の見直しを図る。

(3) 教育課程の評価・改善を図る（カリキュラム・マネジメントの実施）

- ① 園長の方針の下、幼稚園の実態に応じた重点目標の設定と教育課程の編成を行い、その重点目標を達成するために必要な取組や指標等を評価項目として、自己評価・学校関係者評価の実施・公表等を行う。
- ② 全教職員の協力体制の下、教育課程に基づき教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントを組織的かつ計画的に実施しながら、それを学校評価に生かすことで保護者や地域の幼児期の教育に関する理解が深まるようにする。

(4) 全体的な計画の作成

- ① 各幼稚園において編成された教育課程を中心に、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画や学校保健計画等を関連させた全体的な計画を作成し、1日の幼稚園生活を見通した教育活動が展開できるようにする。

3 幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続

— 「沖縄型幼児教育」の推進に向けた連携体制の構築 —

幼稚園教育において育まれた資質・能力を踏まえて小学校教育が展開できるよう、幼稚園と小学校とが連携し、意見交換や合同研修等の機会を設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有しながら教育課程を編成するなど、幼稚園教育と小学校教育が円滑に接続できるようにすることが求められている。

本県においては、公立幼稚園が公立小学校に併設されてきた歴史的経緯の下、「発達や学びの連續性を踏まえた円滑な接続」を行うことを目的に「沖縄型幼児教育」が展開してきた。その特長を生かし、今後も引き続き連携の充実を図ることが重要である。

(1) 接続のカリキュラムによる小学校教育との円滑な接続

- ① 幼稚園教育において育まれた資質・能力（「知識及び技能の基礎」「思考力・判断力・表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」）は、小学校以降の生活や学習の基盤となることに留意しながら、就学前までの幼児期にふさわしい教育を展開する。
- ② 小学校における生活科を中心としたスタートカリキュラムを編成・実施することなどを通じて、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続が図られることに留意する。
- ③ 幼稚園、保育所、認定こども園間の互いの教育に対する理解を深めるために、保育参観や教育活動の交流、合同研修会などの様々な取り組みを推進する。

(2) 沖縄型幼児教育の推進を図る

- ① 公立幼稚園が結節点となり、私立幼稚園、保育所、認定こども園等の就学前教育施設間の連携を図るとともに、小学校との連携体制を構築し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続をめざす「沖縄型幼児教育」を推進する。
- ② 発達段階に応じた教育・保育内容やそれぞれの施設が持つ役割などを共通理解し、発達の連續性を確保し、質の高い幼児期の教育・保育の保障を図る。
- ③ 保幼こ小連絡協議会を設置し、保幼こ小合同研修会や幼児・児童の交流活動等を通して互いの教育に対する理解を深め、接続のカリキュラムや保幼こ小連携年間計画を作成する。
- ④ 幼児はすべての就学前教育施設を経て小学校へ入学することから、各市町村においては教育委員会と福祉部局が積極的に連携し、沖縄型幼児教育を推進することが大切である。その際、幼小接続アドバイザー配置や連絡協議会の設置など、関係機関の連携を推進することが必要である。

■関連資料・施策■

◎『幼稚園教育要領』	文部科学省	平成29年
◎『沖縄型幼児教育推進事業』	沖縄県教育委員会	平成28～30年
◎『黄金っ子応援プラン（沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画）』	沖縄県	平成27～31年
◎『学びの基礎力育成事業』	沖縄県教育委員会	平成25～27年

4 園内研修の充実

— 実践的指導力の向上と幼児理解に基づく評価の実施 —

幼稚園教育においては、教師一人一人が幼児理解を深め、幼児の個性を重視し、幼児のよさや可能性に着目した幼児主体の教育の充実に努めることが大切である。

このため、幼稚園においては、研修体制を確立するとともに、教師の実践的指導力などの専門性を高め、保護者や地域社会に信頼される幼稚園づくりの推進を図ることが重要である。

(1) 研修体制の充実を図る

- ① 園長、副園長等がリーダーシップを發揮し、計画的、組織的な研修体制を確立する。
- ② 教育課程研究協議会や各種研修会等の研修成果を園内研修で共通理解するとともに、実践を共有化する。
- ③ 障害のある幼児の支援に当たっては、ニーズに応じた適切な対応について家庭及び関係機関と連携しながら、正しい理解と必要な支援を図るための研修を工夫する。
- ④ 単学級や少人数の幼稚園においては、近隣の幼稚園との合同研修等を行う。

(2) 実践的な研修の充実を図る

- ① 保育実践においては、保育記録を基に教師間で日常的な情報交換を行うとともに、保育カンファレンス等を通して幼児理解を深める。
- ② 幼児を理解するためには、教師のかかわり方にも目を向けることが重要であり、日々の保育反省と評価を行う。
- ③ 実践事例研究や保育実践記録（ドキュメンテーション、エピソード記録等）を活用するなど、効果的な研修となるよう研修内容を工夫する。
- ④ 指導主事や外部講師等を招聘した研究保育等を積極的に行い、教師の資質向上に努める。

(3) 幼児理解に基づいた評価の実施

- ① 評価の実施に当たっては、指導の過程を振り返りながら幼児の理解を進め、比較や一定の基準に対する達成度等の評定で捉えるものではないことに留意しながら、一人一人のよさや可能性などを把握するとともに、今後の指導の改善に生かすことをようにする。
- ② 評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、幼稚園幼児指導要録を通して次年度または小学校等にその内容が適切に引き継がれるようとする。

■関連資料■

- ◎『幼稚園教育課程編成のために』
- ◎『幼稚園教育要領』
- ◎『幼稚園教育要領解説』

- 沖縄県教育委員会 平成30年
- 文部科学省 平成29年
- 文部科学省 平成29年

5 子育ての支援体制の充実

— 地域における幼児期の教育のセンターとしての役割推進 —

幼児が健康・安全で豊かな生活をしていくためには、家庭や地域との連携を図り、健全な心身の基礎を培うことが大切である。

このため、幼稚園の運営に当たっては子育ての支援のために保護者や地域の人々に施設等を開放して、園内体制の整備や関係機関との連携及び協力に配慮することや、幼稚園と家庭が一体となって幼児と関わる取り組みを進めるなど、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすことが求められている。

(1) 「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動」の計画作成

- ① 「教育課程に係る教育時間終了後に希望するものを対象に行う教育活動」については、教育課程に基づく活動を考慮しながら、幼児期にふさわしい無理のないものとし、教育課程に基づく活動を担当する教師と密接な連携を図る。
- ② 地域の実情や保護者の事情とともに、幼児の生活リズムを踏まえつつ、実施日数や時間などについて弾力的な運用を考慮する。
- ③ 幼児の生活全体が豊かなものとなるように、家庭や地域における幼児期の教育の支援に努め、市町村教育行政及び保護者との緊密な連携を図る。

(2) 地域の実情に応じた子育て支援の充実を図る

- ① 幼稚園が、地域における「幼児期の教育のセンター」としての役割を果たすよう、園内の体制整備をするとともに、関係機関と連携しながら地域の実情に応じた子育て支援を行う。
- ② 幼児の社会性や豊かな人間性を育むため、地域の人材を積極的に活用する。
- ③ 保護者をはじめ、地域の人々も利用できる場を提供するとともに、地域の実情に応じて子育て講座や子育て相談の実施等、幼児教育に関するネットワークづくりを推進し、家庭や地域と連携した取り組みを進める。
- ④ 身近な地域への親しみや興味・関心を高めるため、地域の行事や伝統芸能、文化財等、文化的活動への関わらせ方を工夫するとともに、伝承遊びなどの活動を推進する。

■関連資料■

◎『幼稚園教育課程編成のために』	沖縄県教育委員会	平成30年
◎『幼稚園教育要領』	文部科学省	平成29年
◎『幼稚園教育要領解説』	文部科学省	平成29年
◎『黄金っ子応援プラン（沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画）』	沖縄県	平成27～31年

II 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校における指導の努力事項

小学校・中学校

学校教育においては、児童生徒に自ら学ぶ意欲を育み、基礎的・基本的な知識及び技能の習得やこれらを活用して課題を見い出し、解決するための思考力・判断力・表現力等の能力を身に付けさせることが必要である。そのために、各学校が地域や学校、児童生徒の実態を踏まえ、創意工夫を生かした特色ある教育、特色ある学校づくりを行うことが大切である。

高等学校

高等学校においては、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな生徒の育成を目指すとともに、生徒の能力・適性、興味・関心、進路等が極めて多様化していることから、生徒それぞれの個性を最大限に伸長させるため、生徒の選択幅をできるだけ拡大し多様で特色ある学校づくりを推進することが重要である。

特別支援学校

障害の重度・重複化、多様化や社会の変化等を踏まえ、障害のある幼児児童生徒一人一人が自己のもつ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するための基盤となる「生きる力」を培うことは重要である。

1 教育課程の効果的な展開

(小・中学校)

— 生きる力を育み、創意工夫を生かした教育課程の編成・実施 —

小・中学校教育は義務教育であり、公の性質を有する（教育基本法第6条第1項）ため、全国どこにおいても同水準の教育を確保することが求められる。このため、小・中学校で編成、実施する教育課程は、教育課程に関する法令に従いながら、学校教育の目的や目標を達成するため、創意工夫を加えて、地域や学校及び児童生徒の実態に即した教育課程を責任をもって効果的に推進する必要がある。

(1) 教育課程編成の原則を踏まえる

- ① 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和を重視し、学校教育全体として調和のとれた教育課程を編成し実施するとともに、各教科等の年間授業時数の実質的な確保(標準時数以上)に努める。
- ② 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等が育まれるような教育の充実に努める。
- ③ 主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努める。
 - ア 各教科等において、体験的な学習や問題解決的な学習の充実を図る。
 - イ 指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じたきめ細かな指導を一層充実する。
- ④ 児童生徒の発達の段階を考慮して、言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら学習習慣の確立に努める。
- ⑤ 「社会に開かれた教育課程」を実現するため、学校の教育目標や教育内容を学校と地域が共有し、連携・協働して学校運営の充実を図る。
- ⑥ 教育課程に基づき、組織的・計画的に教育活動の質の向上を図るため、全校体制で各学校の特色を活かしたカリキュラム・マネジメントに努める。

(2) 教育課程編成・実施に係る指導計画（学校経営計画書・各教科等年間指導計画）の充実を図る

- ① 学校教育目標及び年度重点目標の実現に努める。
 - ア 年度重点目標は、学校評価による自校の成果や課題及び対応策を勘案しながら設定する。
 - イ 学校経営計画書における各領域の計画は、学習指導要領の目標、内容に基づき作成し、あわせて校長の経営方針や経営の重点と関連させる。
- ② 教育課程の「量」と「質」の確保に努める。
 - ア 各教科等の授業時数は、学習指導要領に基づいた教育活動を適切に実施するために標準授業時数以上を年間35週以上にわたって行うよう計画し、指導に必要な時間を確保する。
 - イ 各教科等年間指導計画は、学年ごとあるいは学級ごとに「指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当、学習評価等」を定め作成し、諸調査結果を生かすとともに計画に沿った指導の展開を図る。
 - ウ 週案を活用して適切な授業等の運営、管理に努める。

(3) 教育課程の評価・改善の充実を図る

- ① 教育課程の実施状況等の自己点検・自己評価を実施し、常に教育課程の改善と充実に努める。
- ② 学校経営計画書や各教科等年間指導計画の見直しを計画的に行い、学習指導要領の趣旨に沿った量、質ともに充実した教育活動ができるよう努める。
- ③ 学校評価に組織的に取り組み、学校の説明責任を果たすとともに、学校評価の結果を通して指導方法等の改善を図り、学校教育の質の向上に努める。

■関連資料■

- | | | |
|-------------------------------|-----------|-------|
| ◎『小学校・中学校教育課程編成のポイント』 | 沖縄県教育委員会 | 平成30年 |
| ◎『学習指導要領解説（総則・各教科等編）』 | 文部科学省 | 平成29年 |
| ◎『学校評価ガイドライン〔平成28年改訂版〕』 | 文部科学省 | 平成28年 |
| ◎『評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料』 | 国立教育政策研究所 | 平成23年 |

1 教育課程の効果的な展開

(高等学校)

— 生きる力を育み、創意工夫を生かした特色ある教育活動の展開 —

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、生徒の心身の発達の段階や特性等、課程や学科の特色及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成しなければならない。

(1) 教育課程の編成の主体

- ① 学校において教育課程を編成することは、学校の長たる校長が責任者となって編成するということである。これは権限と責任の所在を示したものであり、学校は組織体であるから、教育課程の編成作業は、当然ながら全教職員の協力の下に行わなければならない。
- ② 各学校の教育課程は、学校の運営組織を生かし、各教職員がそれぞれの分担に応じて十分研究を重ねるとともに教育課程全体のバランスに配慮しながら、創意工夫を加えて編成することが大切である。また、校長は、学校全体の責任者として指導性を發揮し、家庭や地域社会との連携を図りつつ、学校として統一のあるしかも一貫性をもった教育課程の編成を行うように努めることが必要である。

(2) 教育課程の編成の原則

- ① 教育基本法及び学校教育法その他の法令、学習指導要領並びに沖縄県高等学校教育課程の規準教育課程編成の手引きの示すところに従うこと。
- ② 生徒の人間として調和のとれた育成を目指すこと。
- ③ 生徒の心身の発達の段階や特性を十分考慮すること。
- ④ 課程や学科の特色を十分考慮すること。
- ⑤ 学校や地域の実態を十分考慮すること。

(3) 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開

学校の教育活動を進めるにあたっては、各学校において、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、生徒に生きる力を育むことが求められている。

■関連資料■

- | | | |
|---|-------|-------|
| ◎ 高等学校学習指導要領解説 総則編 | 文部科学省 | 平成30年 |
| ◎ 沖縄県立高等学校 教育課程編成の基準 教育課程編成の手引 沖縄県教育委員会 | | 平成23年 |

1 教育課程の効果的な展開

(特別支援学校)

— 障害の状態、発達の段階及び特性等を考慮し、生きる力を育み、社会と連携・協働しながら、よりよい社会を創る特色ある教育課程の編成及び実施 —

幼児児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態を十分考慮して、社会に開かれた教育課程を編成し、目標を達成するよう教育を行うことが重要である。

(1) 社会の変化や幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化などに対応し、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズや学びの連続性に応じた適切な教育や必要な支援の充実

① 障害の重度・重複化、多様化への対応

ア 障害の重度・重複化、発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、「自立活動」の指導内容として、「障害の特性の理解と生活環境の調整に関するここと」等を規定する。

イ 重複障害者の指導に当たっては、教師間の協力した指導や外部の専門家の活用をするなど学習効果を高めることを規定する。

② 一人一人に応じた指導の充実

ア すべての幼児児童生徒について、指導すべき課題を明確にして、各教科にわたる「個別の指導計画」を活用し、P D C Aサイクルを確立し、適切な指導を行う。

イ 家庭及び地域並びに医療、福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で幼児児童生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を活用し、切れ目ない支援に活かす。

③ 自立と社会参加に向けたキャリア教育・生涯学習の充実

ア 幼稚部・小学部・中学部段階からのキャリア教育の充実を図る。

イ 生涯学習への意欲を高めることや生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう配慮する。

④ 交流及び共同学習の推進

障害のある子供と障害のない子供との心のバリアフリーのための交流及び共同学習を計画的、組織的に行うことを推進する。

⑤ 学びの連続性を重視した対応

多様な学びの場における教育課程の連続性を確保し、特別支援学校（知的障害）の各教科の目標・内容について、小学校等の各教科と同じ視点や手続きで見直し、各教科の目標や内容を照らし、関連を整理する。

(2) 障害のある幼児児童生徒の一人一人のニーズに応じていくための教育課程の工夫

① 個々の発達の段階や障害の状態に即した各教科及び自立活動の目標と内容を具現化する。

② 知的障害のある幼児児童生徒及び知的障害を併せ有する幼児児童生徒については、知的障害の各教科の中から発達段階に即して適切な各教科の段階を選択するとともに、小学校等の学習指導要領の各教科の目標及び内容を参考にしながら具体的な内容を設定する。

③ 総合的な学習の時間の充実のため、児童又は生徒の障害の状態や発達の段階等を十分考慮し、補助用具や補助的手段、コンピュータ等の情報機器を適切に活用するなど学習活動が効果的に行われるよう配慮する。また、知的障害である児童生徒については、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすいことなどを踏まえ、各教科等の学習で培われた資質・能力を総合的に関連付けながら、具体的に指導内容を設定し、児童生徒が自らの課題を解決できるよう配慮する。

④ 学校評価の充実のため、教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のP D C Aサイクルを確立する。

■関連資料■

- ◎ 『特別支援学校学習指導要領解説総則編(幼稚部・小学部・中学部)』文部科学省 平成30年
- ◎ 『特別支援学校高等部学習指導要領』 文部科学省 平成31年

2 学習指導の工夫・改善・充実 (小・中学校)

— 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導体制や指導方法の確立 —

学校においては、児童生徒一人一人の実態等を踏まえて、個に応じた指導体制や指導方法、評価方法の工夫・改善を図り、『学力向上推進5か年プラン・プロジェクトⅡ』や『「問い合わせ」が生まれる授業サポートガイド』を活用して「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導体制や指導方法の確立に努める必要がある。

(1) 指導体制の改善・充実を図る

- ① 「主体的・対話的で深い学び」を実現するためには、教師一人一人の教材理解と児童生徒の実態に応じた効果的な指導方法について日常的な研修が必要となる。そのために、教師が主体的に研究や研修に参画し、授業力の向上を図るとともに、研修成果の共有化と波及させることができる研修システムを構築する。
- ② 校内研究の充実を図るため、指導案の作成や授業研究等を学年会、教科部会及び学校全体で行い、日常的に授業づくり等について広く意見交換を行うなど、より効果的な指導が行える体制を構築する。
- ③ 授業改善の支援に当たっては、校長、副校長及び教頭が授業観察を通して助言を行ったり、教科指導に優れた教師、経験豊かな教師が他の学級に協力するなど、OJTによる多様な支援の工夫を行う。
- ④ 指導の効果性を高めるため、外部の専門家等の地域教育資源を活用し、授業への参加・協力を得ることなどの工夫を行う。

(2) 指導方法の改善・充実を図る

- ① 『学力向上推進5か年プラン・プロジェクトⅡ』や『「問い合わせ」が生まれる授業サポートガイド』を活用して、日頃の授業を見直し、授業改善を図る。
- ② 児童生徒に基礎的・基本的な知識・技能を習得させ、活用する力を育成するために、授業と連動させた宿題のあり方等を工夫するなど、児童生徒の主体的な態度を育成する。
- ③ 児童生徒の思考力・判断力・表現力等を育む観点から、各教科等を通して「言語活動の充実」を図る。
- ④ 予想や見通しを立てたり、実際に確かめたり、比較・分類したり、考察したりするなどの問題解決的な学習や、表現したり、活動を振り返ったりするなどの学習活動を工夫する。
- ⑤ キャリア教育の視点を踏まえて、学校、家庭、社会との連携を円滑にし、夢や目標を持たせる取組を行い、児童生徒に「学ぶ意義」を実感させ、主体性の育成を図る。

(3) 指導と評価の一体化を図る

- ① 観点別評価規準を明確にした上で、評価方法や評価時期を工夫した単元指導計画を作成し、指導と評価の一体化（指導→評価→指導）による授業改善に取組む。
- ② 目標に準拠した評価及び個人内評価を充実させるため、評価資料や評価場面を適切に設定し、客観的な評価に努めるとともに、児童生徒一人一人のよい点や進歩の状況を積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるように努める。
- ③ 学習評価について理解を図るため、保護者や児童生徒に向けて、年度や学期の始め等に説明する機会を設ける。

■関連資料■

◎『学力向上推進5か年プラン・プロジェクトⅡ』	沖縄県教育委員会	令和2年
◎『「問い合わせ」が生まれる授業サポートガイド』	沖縄県教育委員会	平成31年
◎『沖縄県学力到達度調査分析・考察』	沖縄県教育委員会	毎年
◎『全国学力・学習状況調査解説資料』等	国立教育政策研究所	毎年

2 学習指導の工夫・改善・充実

(高等学校)

— 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善 —

学習内容を人生や社会の在り方と結びつけて深く理解し、これから時代に求められる資質・能力を身につけ、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようするためには、学習の質を一層高める授業改善の取組を推進していくことが求められている。

このため学校においては、「主体的・対話的で深い学びの実現」に向けた授業改善を推進していくことが重要となる。

(1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の充実を図る

- ① 「知識及び技能の習得」、「思考力・判断力・表現力等の育成」、「学びに向かう力、人間性等の涵養」が実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図る。
- ② 各教科・科目等の特質に応じた見方・考え方を習得・活用・探究という学びの過程の中で働くことを通じて、より質の高い深い学びにつなげるよう努める。
- ③ 言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科・科目等の特性を生かし、教科等横断的な視点から言語活動の充実を図る。
- ④ コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用し、これらを日常的・効果的に活用した学習活動を充実させることで、情報活用能力の育成を図る。
- ⑤ 生徒の自主的に学ぶ態度を育み、学習意欲の向上を図るために、学習の見通しを立てたり学習したこと振り返ったりする活動を計画的に取り入れるよう工夫する。
- ⑥ 各教科・科目等の特質に応じた体験活動を重視し、過程や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫する。
- ⑦ 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動の充実に努める。

(2) 学習指導の評価について工夫・改善を図る

- ① 単元や題材などの内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすよう工夫する。
- ② 学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進する。
- ③ 学年間で生徒の学習の成果を共有し、進学時に生徒の学習評価が適切に引き継がれるよう工夫する。

(3) 個に応じた学習指導の工夫・改善・充実を図る

- ① 個に応じた指導のための指導方法や指導体制については、生徒や学校の実態に応じて、学校が一体となって工夫改善を図る。
- ② 指導方法については、生徒の発達の段階や学習の実態などに配慮しながら柔軟かつ多様に導入できるよう工夫する。
- ③ 指導体制については、「チーム学校」として取り組み、指導の効果を高めるよう工夫する。

■関連資料■

◎『高等学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領解説編』 文部科学省

平成30年

2 学習指導の工夫・改善・充実 (特別支援学校)

— 個々のニーズに応じて、自立し社会参加する力の育成を重視した、育成すべき資質・能力、「主体的・対話的で深い学び」の視点を踏まえた指導の充実 —

幼児児童生徒が可能な限り自立し社会参加を図るため、各学部系統性・一貫性のある教育課程を編成し生きて働く知識・技能の定着と、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成をはじめ、学びに向かう力・人間の涵養が培われるよう指導内容の改善・充実に努めることが重要である。

(1) 育成すべき資質・能力の指導の徹底を図る

- ① 障害に応じた育成すべき資質・能力を設定する。
 - ア 視覚障害教育においては、各教科等の育成すべき資質・能力を精選・重点化するとともに、聴・触覚及び保有する視覚を活用した的確な概念形成、点字力の育成や歩行訓練の徹底を図る。
 - イ 聴覚障害教育においては、各教科等の育成すべき資質・能力を精選・重点化するとともに、言語概念の形成と思考力の育成、コミュニケーション能力の育成を図る。
 - ウ 知的障害教育においては、一人一人の知的障害の状態や経験等を考慮し、「身辺生活の処理」「集団生活への参加と社会生活の理解」「経済生活及び職業生活への適応」の観点から各教科等の内容について具体的に指導内容を選定・配列し、指導の徹底を図る。高等部単独設置校においては、職業自立に向けて、各教科の育成すべき資質・能力の指導を徹底し、職業人としての基礎的な知識、技能、実践的態度の育成及び専門的な職業技能を身に付けさせる。
 - エ 肢体不自由教育においては、障害の重度・重複化、多様化に応じた教育課程の編成を積極的に図り、育成すべき資質・能力の指導の徹底、表現する力の育成、運動・動作の基本の習得及び改善を図る。
 - オ 病弱教育においては、各教科の内容を適切に精選し、育成すべき資質・能力の指導に重点を置くとともに、各教科等相互の関連を図り効果的な学習ができるように努める。また、健康状態の改善等に関する指導は、自立活動における指導と密接な関連を図りながら、学習効果を一層高めるように努める。

(2) 個に応じた指導の工夫・改善を図る

- ① 個々の幼児児童生徒の障害の状態及び発達段階、特性等を的確に把握し、教師間の連携協力のもとに指導目標や学習内容を設定し、個別の指導計画を充実させる。
- ② 指導に当たっては、各々の教師が専門性を生かして協力し、指導目標や内容に応じた学習グループの編成を工夫するとともに、効果的なチームティーチング等について改善・充実を図る。特に、中学部、高等部においては、同一教科のみならず他教科の教師間の連携に努める。

(3) 個別の教育支援計画の活用を図る

幼児児童生徒一人一人の実態に応じ長期的な視点での的確な教育的支援を行うため、個別の教育支援計画の作成・活用を図り、家庭及び地域並びに医療、福祉、保健、労働等の関係機関と適切に連携しながら指導の改善・充実を図る。

(4) 特別支援学校の学習指導の充実を図る

- ① 複数の障害種に対応する特別支援学校における教育の一層の改善・充実を図る。
- ② 重複障害者等の学習指導の充実を図る。

■関連資料■

- ◎ 『特別支援学校学習指導要領解説総則編(幼稚部・小学部・中学部)』 文部科学省 平成30年
- ◎ 『特別支援学校高等部学習指導要領』 文部科学省 平成31年

3 道徳教育の充実

(小・中学校)

— 自他の生命を尊重する心を基盤に「豊かな心」を育む —

児童生徒一人一人に豊かな心を育み、自らの人生をよりよく生きていけるようにするためにには、自他の生命を尊重する心を基盤に、美しいものに感動するなどの豊かな情操、善悪の判断などの規範意識及び公共の精神、健康・安全、規則正しい生活などの基本的な生活習慣を育むとともに、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を培うことが重要である。

このため、学校における道徳教育は、道徳性を養う道徳教育を、特別の教科である道徳（道徳科）を要として学校の教育活動全体を通じて計画的・発展的に指導することが必要である。また、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童生徒の発達の段階を考慮して適切な指導を行うことに留意する。

(1) 道徳教育の指導体制と全体計画作成を通じて道徳教育の実践を図る

- ① 校長は道徳教育の改善・充実を視野におきながら、諸課題を踏まえ、学校教育との関わりで道徳教育の基本的な方針等を明確にすること。また、道徳教育推進教師の役割を明確化し、全教師が指導力を発揮し協力して展開できる指導体制を整えるよう努める。
- ② 学校や地域の実態に応じた有効で具体性のある全体計画、年間指導計画（別葉を含む）を作成し、それに基づいた実践を全教師が積極的に関わりながら協力して展開する。
- ③ 各教科等は、各教科等の目標に基づいてそれぞれに固有の指導を充実させる過程で道徳性が養われる考え、見通しを持って指導すること。その際、道徳教育と各教科等の目標内容及び教材との関わりや学習活動や学習態度に配慮すること。
- ④ 各教科等における道徳教育については、それぞれの特質に応じて適切に指導すること。

(2) 指導内容の重点化を図る

- ① 学校としての重点目標を明確にし、発達の段階に応じた指導内容の重点化を図り、全教師が道徳教育の方向性を共有することで、一層効果的な指導に努める。
- ② 小学校においては、自立心や自律性、命を尊重する心や思いやりの心を育てるなど、各学年を通じて留意する。
中学校においては、小学校における指導内容を発展させながら、自らの弱さを克服して気高く生きようとする心、法やきまりの意義理解、社会参画への意欲、伝統文化の尊重、我が国と郷土を愛する心、国際理解等を身に付けさせるよう努める。
- ③ 各学年を通じて配慮することに加え、小学校の各学年段階においては、次の事項に留意する。
 - 1、2学年においては、基本的な生活習慣、善悪の判断、社会のきまりを守ること。
 - 3、4学年においては、善悪の判断、協力、集団の社会のきまりを守ること。
 - 5、6学年においては、相手の立場を理解する、法やきまりの意義理解、集団生活の充実、伝統文化の尊重、我が国と郷土を愛する心、他国を尊重すること。

(3) 豊かな体験活動の充実といじめの防止を図る

- ① 学校や学級内の人間関係を整えるとともに、集団宿泊活動、職場体験活動やボランティア、自然体験活動、地域行事への参加などの豊かな体験活動の充実に努めるとともに、自他の人権を尊重する態度を培う。
- ② 道徳教育の指導や体験活動を日常生活にも生かされるようし、特にいじめの防止や安全確保といった課題についても児童生徒が主体的に関わることができるようにしていく。

(4) 家庭・地域社会との緊密な連携を図る

- ① 教師及び保護者の道徳教育に対する意識の高揚を図るために、道徳教育の実情を説明したり、児童生徒のよさや成長などを知らせる情報交換会を定例化したり、学校・家庭・地域の願いを交流したりする機会を設定する。また、学校運営協議会などを活用することも考えられる。
- ② 家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ることに努める。
- ③ 地域と学校・家庭とを結ぶあいさつや声かけ等、地域ぐるみの「凡事徹底」を推進する。

■関連資料■

◎『小学校学習指導要領解説	総則編』	文部科学省	平成29年
◎『中学校学習指導要領解説	総則編』	文部科学省	平成29年
◎『小学校学習指導要領解説	道徳編』	文部科学省	平成29年
◎『中学校学習指導要領解説	道徳編』	文部科学省	平成29年

3 道徳教育の充実

(高等学校)

— 人間としての在り方生き方を主体的に探求し、豊かな心を育む —

道徳教育は、豊かな心をもち、人間としての在り方生き方の自覚を促し、道徳性を育成することをねらいとする教育活動であり、今日の家庭や地域社会及び学校における道徳教育の現状や生徒の実態からみて、更に充実を図ることが求められている。

高等学校における道徳教育は、学校の教育活動全体で人間としての在り方生き方に関する教育を通して行うことによりその充実を図るものとし、各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて実施するものである。特に公民科に新たに必履修科目として設けた「公共」及び新たに選択科目となった「倫理」並びに特別活動にはそれぞれの目標に「人間としての在り方生き方」を掲げており、これらを中核的な指導の場面として重視し、道徳教育の目標全体を踏まえた指導を行う必要がある。

また、各学校においては、道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開することが重要である。特に、小・中学校と異なり、道徳科が設けられていない高等学校では、校長のリーダーシップの下、道徳教育推進教師を軸としながら、ホームルーム担任である教師だけでなく全教師が道徳教育の担当であるという意識で推進する必要がある。

(1) 全体計画作成に当たっての留意点

- ① 全体計画の作成に当たっては、学校や地域社会の実態を踏まえ、各学校における課題を明らかにし、道徳教育の重点目標や各学年の指導の重点を明確にするなど各校の特色が生かされるよう創意工夫する。
- ② 全体計画については、家庭や地域社会の理解を得ることで保護者や地域の人々の積極的な参加が得られ、一貫した道徳教育が可能となるように努める。
- ③ 全体計画においては、学校における道徳教育の基本方針や重点目標を明示し、道徳教育が各教科、総合的な探究の時間及び特別活動、さらには日常生活等を通して行われるように努める。
- ④ 全教師による一貫性のある道徳教育を推進するために、校内の研修体制を充実させ、全体計画の具体化や評価・改善にかかる共通理解を図るよう努める。

(2) 道徳教育を進めるに当たっての配慮事項

- ① 道徳教育を進めるに当たっては、特に道徳的実践力を高めるとともに、自他の生命を尊重する精神、自律の精神及び社会連帯の精神並びに義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うための指導を適切に行うように努める。
- ② 生徒の内面に根ざした道徳性を養うことのかかわりにおいて、道徳的実践力を高めるよう配慮して指導することに努める。

(3) 小・中学校における道徳教育についての理解に努める

- ① 小・中学校における道徳教育も踏まえつつ、生徒の発達の段階にふさわしい高等学校における道徳教育に努める。
- ② 小・中学校においては、道徳科を要として「A自分自身」「B人との関わり」「C集団や社会との関わり」「D生命や自然、崇高なものとの関わり」の四つの視点から示されている内容について、学校の教育活動全体を通じて行われていることの理解に努める。

■関連資料■

◎『高等学校学習指導要領解説 総則編』

文部科学省

平成30年

◎『中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編』

文部科学省

平成29年

3 道徳教育の充実

(特別支援学校)

— 自立した人間として他者と共によりよく生きるための「豊かな心」を育む —

障害のある児童生徒が、その障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養い、健全な人生観の育成を図ることは重要なことである。

道徳教育では、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者とよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標に、その指導の充実を図るよう努める。

(1) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲を高める

障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養い、健全な人生観の育成を図るように努める。

(2) 各教科等との関連を図る

道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習（探究）の時間、特別活動及び自立活動との関連を密にしながら、経験の拡充を図り、学校の教育活動全体を通じて豊かな道徳的心情を育て、広い視野に立って道徳的判断や道徳的実践を主体的に行うことができるようとする。

(3) 知的障害者である児童生徒に対する指導の工夫

内容の指導に当たっては、知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行う。

(4) 人間としての生き方を考えるよう指導方法を工夫する

自ら生きる意味や自己の存在価値に関わることについて、全人格をかけて取り組み、人としてよりよく生きる上で大切なものは何か、自分はどう生きるべきかなどについて、自身が自己を見つめ、自らの生き方を育むようにする。

(5) 児童生徒の実態に応じた指導計画を作成する

① 小学部、中学部における道徳科の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校、中学校の学習指導要領第3章に準ずるものとする。

また、知的障害特別支援学校の高等部における指導計画の作成に当たっては、障害の状態に加えて青年期の特性を十分に考慮し、中学部における道徳科との関連を図り、健全な社会生活を営む上に必要な道徳性が高まるようにする。

② 学校の教育活動全体を通じ、生活に結び付いた内容を具体的な活動を通して指導することが必要である。

(6) 家庭及び地域社会との連携を図る

家庭、地域社会等との連携を密にするとともに、学校の指導方針等の理解を図り、協力体制を強化促進するように努める。

■関連資料■

- ◎『特別支援学校学習指導要領解説総則編（幼稚部・小学部・中学部）』文部科学省 平成30年
◎『特別支援学校 高等部学習指導要領』 文部科学省 平成31年

4 健やかな心と体を育む教育の充実

(小・中学校)

— 心と体を一体として捉えた、健康の保持増進と体力の向上 —

健康に関する指導については、生涯を通じて自らの健康をコントロールし、保持増進していく資質や能力を育成するため、保健、安全及び食に関する指導を教育活動全体を通じて行う必要がある。

また、体育・スポーツ活動に関する指導については、心と体を一体としてとらえ、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成することを目指し、学習指導の工夫・改善を図る必要がある。併せて、運動部活動の活性化や適正化を促進し、発達の段階に応じた基礎的な体力の向上に努めることが重要である。

(1) 学校・家庭・地域社会と連携して学校保健の充実を図る

- ① 児童生徒の健康課題を解決するために、保健主事を中核として、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者及び専門機関と十分な連携のもと、学校保健委員会を年3回(計画立案、中間評価、まとめ)開催し、組織的・計画的に取り組む。
- ② 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育やがん教育及び性に関する指導においては、児童生徒の発達の段階や学校・地域社会の実態を考慮し、学校教育活動全体を通じた特設授業や関連教科等における指導の工夫・改善を図る。
- ③ 心身の健康について関心を持ち、課題解決できる児童生徒を育成するために、保健室の機能及び保健室経営を充実させるとともに、学校教育活動全体を通じた健康教育の工夫・改善を図る。また、健康な生活習慣を形成するため、担任や養護教諭、学校医等が連携を図り、家庭・地域社会と一体となった支援体制の充実に向けた取組を行う。
- ④ 児童生徒の保健教育・保健管理の充実のために、養護教諭においては、校内の連携はもとより、関係機関等とも連携を図るコーディネーター的役割に努める。
- ⑤ 児童生徒の心身の健康の保持増進を図るために、学校環境衛生活動については、学校の教職員が、それぞれの職務の特殊性を生かし、学校保健計画や校務分掌により役割を明確にし、「学校環境衛生基準」に基づき、組織的・計画的に取り組む。

(2) 体育・スポーツ活動の指導の充実を図る

- ① 学習指導要領の趣旨や体系化・明確化された指導内容、学習評価の観点、留意点等について全職員で共通理解を図る。
 - ② 小学校6ヵ年、中学校3ヵ年及び小中9ヵ年を見通した年間指導計画の作成及び指導と評価の一体化を推進し、妥当性と信頼性を確保する評価計画(評価規準)を作成する。
 - ③ 本県の伝統文化である空手道、郷土の踊り等を、教科体育や学校行事等に積極的に取り入れるとともに、指導者の育成及び外部指導者の活用に努める。
 - ④ 保健分野においては、保健の思考力・判断力・表現力等の育成を目指して、健康に関する課題を解決する学習活動を取り入れるなどの指導方法の工夫に努める。
 - ⑤ 校内体力向上推進委員会等を設置して、新体力テスト及び泳力調査を計画的に実施・分析し、各学校や個に応じた数値目標や体力的課題等を明確にして、体力向上のための「一校一運動」を展開するなど、学校の教育活動全体を通じて体力・泳力の向上に努める。
 - ⑥ 中学校における運動部活動は、生徒が参加しやすい実施形態などを工夫するとともに、入部促進期間を複数回設定するなど、加入率の向上に努める。また、休養日や練習時間を適切に設定するなど、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮する。
- 小学校における運動・スポーツ活動(スポーツ少年団等)は、社会体育活動として位置付けられており、児童の健やかな成長や発達を阻害することがないよう指導者との連携を密に行い、学校経営方針に沿った適切な活動の推進に努める。

■関連資料■

◎『平成30年度児童生徒の体力・運動能力・泳力調査報告書』	沖縄県教育委員会	平成31年
◎『運動部活動等の在り方に関する方針』	沖縄県教育委員会	平成30年
◎『運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン』	スポーツ庁	平成30年
◎『学校環境衛生管理マニュアル』(平成30年度改訂版)	文部科学省	平成30年
◎『平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査報告書』	スポーツ庁	平成30年
◎『小学校学習指導要領解説 体育編』	文部科学省	平成29年
◎『中学校学習指導要領解説 体育編』	文部科学省	平成29年
◎『「生きる力」を育む中学校保健教育の手引き』	文部科学省	平成26年
◎『「生きる力」を育む小学校保健教育の手引き』	文部科学省	平成25年
◎『運動部活動での指導のガイドライン』	文部科学省	平成25年
◎『喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料』	日本学校保健会	平成23年
◎『学校のアレルギー疾患に関する取り組みガイドライン』	文部科学省	平成20年

4 健やかな心と体を育む教育の充実

(高等学校)

— 心と体を一体として捉えた、健康の保持増進と体力の向上 —

健康に関する指導については、ヘルスプロモーションの考え方を生かし、健康の保持増進を図るために実践力を育成する必要がある。

また、体育・スポーツ活動に関する指導については、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを継続するための資質・能力を育成することを目指し、学習指導の工夫・改善を図る必要がある。併せて、健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を育てることが重要である。

(1) 学校・家庭・地域社会と連携して学校保健の充実を図る

- ① 生徒の健康課題を解決するために、保健主事を中核として、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者及び専門機関と十分な連携のもと、学校保健委員会を年3回(計画立案、中間評価、まとめ)開催し、組織的・計画的に取り組む。
- ② 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育やがん教育及び性に関する指導においては、学校や地域社会の実態に応じ、専門家等を活用し、特設授業や関連教科等における指導の工夫・改善を図る。
- ③ 心身の健康について関心を持ち、課題解決できる生徒を育成するために、保健室の機能及び保健室経営を充実させるとともに、学校教育活動全体を通した健康教育の工夫・改善を図る。また、健康な生活習慣を形成するため、担任や養護教諭、学校医等が連携を図り、家庭・地域社会と一体となった支援体制の充実にむけた取組を行う。
- ④ 生徒の保健教育・保健管理の充実のために、養護教諭においては、校内の連携はもとより、関係機関等とも連携を図るコーディネーター的役割に努める。
- ⑤ 生徒の心身の健康の保持増進を図るために、学校環境衛生活動においては、学校の教職員が、それぞれの職務の特殊性を生かし、学校保健計画や校務分掌により役割を明確にし、「学校環境衛生基準」に基づき、組織的・計画的に取り組む。

(2) 体育・スポーツ活動の指導の充実を図る

- ① 学習指導要領の趣旨や体系化・明確化された指導内容、学習評価の観点、留意点等について全職員で共通理解を図る。
- ② 地域や学校の実態及び中学校との関連、生徒の特性等を十分に考慮するとともに、教科体育や体育的行事、運動部活動との関連を図りながら、将来を見通した年間指導計画を作成する。
- ③ 個を伸ばすため、選択制授業の拡充を図るとともに、チームティーチングによる指導や学習形態の工夫・改善及び指導と評価の一体化を推進し、妥当性と信頼性を確保する評価計画(評価規準)を作成する。
- ④ 本県の伝統文化である空手道、郷土の踊り等を、教科体育や学校行事等に積極的に取り入れるとともに、指導者の育成及び外部指導者の活用に努める。
- ⑤ 保健においては、心の健康、薬物乱用、生活習慣病等、健康に関する現代的課題に適切に対応し、課題解決的な学習の実施に努める。
- ⑥ 校内体力向上推進委員会等を設置して、新体力テスト及び泳力調査を計画的に実施・分析し、各学校や個に応じた数値目標や体力的課題等を明確にして、体力向上のための「一校一運動」を展開するなど、学校の教育活動全体を通じて体力・泳力の向上に努める。
- ⑦ 生徒の自主的・自発的な参加により行われる運動部活動は、生徒が参加しやすい実施形態などを工夫するとともに、入部促進期間を複数回設定するなど加入率の向上に努める。また、休養日や練習時間を適切に設定するなど、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮する。

■関連資料■

◎『平成30年度児童生徒の体力・運動能力・泳力調査報告書』	沖縄県教育委員会	平成31年
◎『運動部活動等の在り方に関する方針』	沖縄県教育委員会	平成30年
◎『運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン』	スポーツ庁	平成30年
◎『学校環境衛生管理マニュアル』〔平成30年度改訂版〕	文部科学省	平成30年
◎『高等学校学習指導要領解説 保健体育編・体育編』	文部科学省	平成30年
◎『「生きる力」を育む高等学校保健教育の手引き』	文部科学省	平成27年
◎『運動部活動での指導のガイドライン』	文部科学省	平成25年
◎『評価基準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料』	文部科学省	平成24年
◎『柔道の授業の安全な実施に向けて』	文部科学省	平成23年
◎『喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料』	日本学校保健会	平成23年
◎『学校のアレルギー疾患に関する取り組みガイドライン』	文部科学省	平成20年

4 健やかな心と体を育む教育の充実

(特別支援学校)

— 健康の保持増進及び体力の向上と運動・スポーツ活動の充実 —

健康に関する指導については、家庭・地域社会と連携し、幼児児童生徒の障害の状態や体力、健康状態等の的確な把握と保健・安全・給食の指導内容や指導方法等の工夫・改善を行い、学校の教育活動全体を通して、指導の充実に努めることが必要である。

また、体育・スポーツ活動に関する指導については、心と体を一体としてとらえ、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成することを目指し、学習指導の工夫・改善を図る必要がある。併せて、幼児児童生徒の実態及び発達の段階に応じた基礎的な体力の向上に努めることが重要である。

(1) 学校・家庭・地域社会と連携して学校保健の充実を図る

- ① 幼児児童生徒の健康課題を解決するために、保健主事を中核として、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者及び専門機関の積極的な協力のもと、学校保健委員会を年3回(計画立案、中間評価、まとめ)開催し、組織的・計画的に取り組む。
- ② 重度重複化、多様化した幼児児童生徒の健康の保持増進を図るために、健康安全マニュアルを作成し、個々の幼児児童生徒の心身の発育・発達段階や疾病・障害の程度等を考慮した指導に努める。さらに、重度の身体機能障害の幼児児童生徒には理学療法士等の行う訓練技法による指導が欠かせないものであることから、その基礎的なノウハウについて教員等が、自立活動の指導技法向上のための他機関と連携した研修会を通して、指導力の向上を図る。
- ③ また、保健室を校内保健センターとして位置付け、保護者及び地域の医療機関と連携した緊急時の対応ができるよう機能の充実に努める。
- ④ 健康教育は、幼・小・中・高等部が連携し、各教科、各領域及び総合的な学習の時間の指導において関連付けて指導し、自ら進んで健康な生活習慣を実践することができる能力と態度の育成を図る。
- ⑤ また、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育やがん教育及び性に関する指導は、幼児児童生徒の発達の段階や学校・地域社会の実態を考慮し、特設授業や関連教科等における指導の工夫・改善を図る。
- ⑥ 生徒の心身の健康の保持増進を図るために、学校環境衛生活動については、学校の教職員がそれぞれの職務の特殊性を生かし、学校保健計画や校務分掌により役割を明確にし、「学校環境衛生基準」に基づき、組織的・計画的に取り組む。

(2) 体育・スポーツ活動の指導の充実を図る

- ① 幼児児童生徒一人一人の身体的・精神的な発達の状況を把握し、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。
- ② 各種の運動に親しませ、身体機能の回復や体力の向上等が図れるよう、個に応じた指導計画を作成するとともに、指導内容や指導法の工夫・改善に努める。
- ③ 幼児児童生徒の十分な学びを確保し、一人一人の幼児児童生徒の障害の状態や発達の段階に応じた指導や支援を一層充実させるよう努める。
- ④ 本県の伝統文化である空手道、郷土の踊り等を、教科体育や学校行事等に積極的に取り入れるとともに、指導者の育成及び外部指導者の活用に努める。
- ⑤ 保健分野においては、保健学習における思考力・判断力・表現力等の育成を目指して、課題や解決の方法を見付けたり選んだりできるなど、知識を活用する学習活動の展開に努める。

■関連資料■

◎『学校環境衛生管理マニュアル』〔平成30年度改訂版〕	文部科学省	平成30年
◎『小学校学習指導要領解説 体育編』	文部科学省	平成29年
◎『中学校学習指導要領解説 体育編』	文部科学省	平成29年
◎『「生きる力」を育む高等学校保健教育の手引き』	文部科学省	平成27年
◎『「生きる力」を育む中学校保健教育の手引き』	文部科学省	平成26年
◎『「生きる力」を育む小学校保健教育の手引き』	文部科学省	平成25年
◎『喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料』	日本学校保健会	平成23年
◎『学校のアレルギー疾患に関する取り組みガイドライン』	文部科学省	平成20年

5 生徒指導の充実

(小・中学校)

— 信頼関係を基盤とした生徒指導の充実 —

生徒指導は、一人一人の児童生徒の個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質・能力や態度を育成し、さらに将来において社会的に自己実現ができるような資質・能力を形成していく過程を支援していく働きかけであり、個々の児童生徒の自己指導能力の育成を目指すものである。

そのためには、校長をリーダーとし、全ての教育活動において、日頃から学級経営の充実を図り、教師と児童生徒の信頼関係及び児童生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに、児童生徒理解を深め、児童生徒が主体的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう生徒指導の充実を図る必要がある。

(1) 児童生徒個々への対応の充実を図る

- ① 児童生徒間、児童生徒と教師間の共感的人間関係を築くとともに、児童生徒理解に努める。
- ② 自他を認め、思いやり、協働し、自主性・自律性を含む自己指導能力の育成に努める。
- ③ 対話と活動を重視し、ぶれず、見捨てず、関わり続けることを念頭に、将来を見据えた粘り強い段階的指導・支援を行う。

(2) 学校全体としての取組の充実を図る

- ① 「チームとしての学校」の視点から生徒指導部会等、校内組織を基盤とした教職員の連携の充実に努める。
 - ア 教職員の生徒指導観が統一され、共通実践に努める。
 - イ 日常的に報告・連絡・相談の情報連携・行動連携・役割連携に努める。
 - ウ 安全・安心な魅力ある学校、学級づくりに努める。
- ② 主体的・対話的な学びの基礎となる支持的風土のある学級経営の充実に努める。
- ③ 生徒指導の三つのポイントを生かした授業の充実に努める。
 - ア 自己存在感を与える。
 - イ 共感的な人間関係を育てる。
 - ウ 自己決定の場や機会を与える。
- ④ 学びに向かう集団づくりを進めるために、学級活動や児童会・生徒会活動等の充実に努める。
- ⑤ 定期的、かつ状況に応じたアンケート調査等、教育相談の実施等、いじめの未然防止や早期発見、早期対応・支援に向けた取組の充実に努める（「学校いじめ防止基本方針」の実施及び評価と点検後の見直し）。
- ⑥ 非行防止教室の開催等、関係機関と連携し、事件・事故の未然防止及び虐待等の早期発見・市町村（虐待担当課）や児童相談所等への通告・関係機関への協力・防止に向けた教育に努める。
- ⑦ 各種相談員等の効果的活用・連携及び支援チームの結成、ケース会議の開催等、児童生徒の状況に応じた対応の充実に努める。
- ⑧ 生徒指導年間PDCAサイクル×2の取組に努める。

(3) 家庭・地域社会、関係機関・団体との連携の強化を図る

- ① 保護者との信頼関係を築き、共通した課題意識を基盤とした指導・支援の充実に努める。
- ② 中学校区生徒指導連絡会や家庭教育支援会議等を機能化し、家庭や地域、関係機関・団体等との情報連携、行動連携を充実させ、生徒指導上の諸問題への対応の充実に努める。
- ③ 市町村教育委員会及び社会教育関係団体等と連携し、児童生徒のよさを伸ばし、心の拠り所となるような「居場所づくり、活躍の場づくり」のための指導・支援体制の確立に努める。

■関連資料■

◎『いじめ対策に係る事例集』	文部科学省	平成30年
◎『沖縄県いじめ対応マニュアル～改訂版～』	沖縄県教育委員会	平成29年
◎『不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）』	文部科学省	平成28年
◎『生徒指導リーフシリーズ』『生徒指導リーフ増刊号』	国立教育政策研究所	平成24年～
◎『生徒指導提要』	文部科学省	平成22年
◎『生徒指導支援資料1～6』（いじめ関係資料）	国立教育政策研究所	平成21年～
◎『児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』	文部科学省	毎年度実施

5 生徒指導の充実

— キャリア形成につなげる生徒指導の充実 —

(高等学校)

学校の教育活動全体を通して、一人一人の生徒が心身ともに安定し、充実した学校生活を送るために、生徒が自ら考え、判断し、主体的に行動できる自己指導力の育成が重要である。

この目標に向け、学校においては、生徒理解をはじめとし、「生徒指導提要」を踏まえた生徒指導及び教育相談体制の充実を図るとともに、一人一人のキャリア形成に向けた生徒指導の充実を図る必要がある。

(1) 生徒指導・教育相談体制の充実を図る

- ① 問題行動等の未然防止及び早期解決に向け、全職員が共通理解、共通実践ができる生徒指導体制の更なる充実を図る。
- ② 教師は日頃から生徒の個性や能力等を多面的に評価するとともに、生徒個々の内面理解を深め、共感的な理解と受容的な態度で接し、望ましい人間関係を基盤に個別指導の充実を図る。
- ③ 「いじめ」については、いじめ防止対策推進法のもと、学校いじめ防止基本方針を作成し、防止組織を設置して未然防止を図り、定期的な調査等による早期発見を図りつつ、早期解決に向けた適切かつ迅速な対応を図る。
- ④ 飲酒・喫煙、SNS等を介した性の逸脱行為等、大麻等薬物乱用の懸念事項、暴力行為、深夜外出等の生徒指導上の諸問題に適切に対応するため、生徒指導の充実を図る。
- ⑤ アルバイトは「原則禁止」の基本方針で指導する。やむを得ない理由でアルバイトをする場合は、学校へ届け出こととし、職種の安全・健全性、学習とのかかわり等に充分留意し、保護者、雇用主及び学校三者の連携を密にした効果的な指導を推進する。
- ⑥ 生徒指導をより効果あるものにするため、学校、家庭、地域社会、警察、社会教育関係団体等との連携、並びに中・高校間の行動連携を強化する。
- ⑦ 生徒指導等地区講座の充実を図り、校内外での生徒指導研修会を深める。
- ⑧ 長期欠席者や休学生等については、個人記録簿や個別指導計画を作成するなど、実態把握及び就学支援に努める。特に、不登校生徒は、「不登校対策リーフレット」に基づき校内の支援体制の充実及び家庭・関係機関等との連携を図る。

(2) キャリア形成に向けた生徒指導の充実

- ① 「生きる力」を身に付けさせ、モラル・マナー・思いやりなど豊かな人間性を育むとともに、権利と義務、行動に対する自己責任等について規範意識の高揚を図る。
- ② 学校教育活動全体を通して、学校や社会における基本的なルールを遵守することの意義・目的を充分理解させるとともに、生徒の自律心及び自己指導力の育成に努める。
- ③ 高校中途退学や長期欠席者の学校不適応等に関して校内外の研修を深め、生徒一人一人の発達に即して、好ましい人間関係を育て、自己理解を深めさせるとともに、人格の成長を援助する教育相談の充実に努める。

■関連資料■

- | | | |
|--|----------|--------|
| ◎『県立学校生徒指導の手引き』(生徒指導の参考書) | 沖縄県教育委員会 | 平成30年 |
| ◎『沖縄県いじめ防止基本方針』 | 沖縄県 | 平成30年 |
| ◎『生徒指導提要』 | 文部科学省 | 平成22年 |
| ◎『沖縄県高校生ちゅらマナーハンドブック』(生徒の自主編集) | | (毎年実施) |
| ◎児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査 | | (毎年実施) |
| ◎県立高等学校における教育相談の状況調査 | | (毎年実施) |
| ◎県立高等学校における生徒指導に関する調査(高校生のアルバイト、携帯電話等) | | (隔年実施) |

5 生徒指導の充実

(特別支援学校)

— 幼児児童生徒のキャリア形成に向けた生徒指導の充実 —

学校の教育活動全体を通して、一人一人の幼児児童生徒が心身ともに安定し、充実した学校生活が送れるようになるとともに、豊かな人間性と自己指導能力を育成することは、幼児児童生徒の健やかな成長を図る上から重要である。

このため、学校においては、特別支援学校学習指導要領及び「生徒指導提要」を踏まえ、教師と幼児児童生徒の信頼関係及び幼児児童生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに幼児児童生徒理解を深め、幼児児童生徒が主体的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう、進路指導や特別活動との連携を図り、幼児児童生徒のキャリア形成に向けた生徒指導の充実を図ることが必要である。

(1) 生徒指導・教育相談体制の確立を図る

- ① 全教職員の共通理解を図り、学校全体として生徒指導体制の充実を図る。
- ② 生徒指導の基盤は学級であることから、調和のとれた学級経営の目標を設定し、指導の方向及び内容を学級経営案として整え、学級経営の全体的な構想を立てる。
- ③ いじめの未然防止や不登校等の学校不適応問題、またはネット被害防止は、速やかに、適切な指導・対応を行うとともに、学校における教育相談体制の充実を図る。(「学校いじめ防止基本方針」の実施及び評価)
- ④ 相談業務を学校運営組織に位置付け、校長を中心となり、学校として一貫した相談ができる体制を確立する。
- ⑤ 在校生及びその保護者はもとより、卒業生や地域の小・中学校、高等学校に在籍する児童生徒等が各学校を特別支援教育のセンターとして活用するための窓口等の整備を図る。
- ⑥ 各学級での日頃の触れ合いや観察等を通して個々の児童生徒理解に努めるとともに、常に温かい態度で接し、児童生徒との信頼関係を育てる。
- ⑦ 教育相談に係る校内研修を計画的に実施し、職員のカウンセリング能力等の向上に努める。

(2) キャリア形成に向けた望ましい生活習慣の育成を図る

- ① 学校の教育活動全体を通して、日常の基本的な生活様式を理解させ、習慣化を図るとともに社会ルールを順守することの意義と目的を幼児児童生徒の状態に合わせて理解させる。
- ② 自ら課題を持ち、学ぶ態度が身に付くように指導の手立てを工夫する。

(3) 家庭及び関係機関等との連携を図る

- ① 家庭、施設等との連携を密にし、指導の効果を上げるように努める。
- ② 学校評議員会を活用し、地域の医療、福祉、労働関係機関との連携を強化する。
- ③ 県立総合教育センター特別支援教育班等の相談事業を行う諸機関と連携し、相談機能の強化を図る。

■ 関連資料

- | | | |
|--|----------|--------|
| ◎『県立学校生徒指導の手引き』(生徒指導の参考書) | 沖縄県教育委員会 | 平成30年 |
| ◎『特別支援学校学習指導要領解説総則編(幼稚部・小・中学部)』 | 文部科学省 | 平成30年 |
| ◎『沖縄県いじめ防止基本方針』 | 沖縄県 | 平成30年 |
| ◎ネット被害防止ガイドライン～子どもたちがネットトラブルに巻き込まれないために | 沖縄県教育委員会 | 平成27年 |
| ◎『生徒指導提要』 | 文部科学省 | 平成22年 |
| ◎『特別支援教育 理解・啓発資料〈I〉〈II〉』 | 沖縄県教育委員会 | 平成19年 |
| ◎『人権ガイドブック「信頼される教職員をめざして』 | 沖縄県教育委員会 | 平成12年 |
| ◎『児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する 調査－特別支援学校におけるいじめの状況等－』 | 文部科学省 | (毎年実施) |

6 キャリア教育の充実

(小・中学校)

—社会的・職業的自立に向けた資質・能力を育む取組の推進—

学校教育においては、児童生徒に夢や希望を育み、時代の変化に力強くかつ柔軟に対応し、主体的に生きることができる自立した社会人・職業人の育成を図ることが求められている。

このため、教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図り、児童生徒のキャリア発達を促す取組を推進し、望ましい勤労観・職業観の育成に努める必要がある。

(1) キャリア教育に関わる資質・能力の育成

キャリア教育における「基礎的・汎用的能力」に示す4つの能力（人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力）を統合的に捉えると以下の3つの資質・能力に整理することができる。キャリア教育を通してこれらの資質・能力の育成に努める。

① 知識・技能

- ア 学ぶこと・働くことの意義の理解
- イ 問題を発見・解決したり、多様な人々と考えを伝え合って合意形成を図ったり、自己の考えを深めて表現したりするための方法に関する理解と、そのために必要な技能
- ウ 自分自身の個性や適性等に関する理解と、自らの思考や感情を律するために必要な技能

② 思考力・判断力・表現力等

- ア 問題を発見・解決したり、多様な人々と考えを伝え合って合意形成を図ったり、自己の考えを深めて表現したりすることができる力
- イ 自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」をもとに、自分と社会との関係を考え、主体的にキャリアを形成していくことができる力

③ 学びに向かう力・人間性等

- ア キャリア形成の方向性と関連づけながら今後の成長のために学びに向かう力
- イ 問題を発見し、それを解決しようとする態度
- ウ 自らの役割を果たしつつ、多様な人々と協働しながら、よりよい人生や社会を構築していくこうとする態度

(2) 教育活動全体を通じたキャリア教育の取組の充実

① 特別活動を要としたキャリア教育

各学校は、特別活動を要としつつ、各教科・各科目の特質に応じてキャリア教育の充実を図る。

② 4つの能力を踏まえた年間学習指導計画の作成

各学校は、児童生徒に身に付けさせたい「基礎的・汎用的能力」を構成する4つの能力（人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力）の視点を踏まえた、各教科等の年間学習指導計画を作成し実践する。

③ 小中高12年間の学びの履歴をつなぐ取組の充実

各小中高等学校は、児童生徒一人一人が、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりできるように、学びのプロセスを記述し、自己評価を行う「キャリア・パスポート」などを活用し12年間の学びの履歴をつなぐ。

④ 望ましい勤労観・職業観を育む職場体験活動の取組の充実

ア 職場体験活動は、体験を重視した教育の改善・充実を図る取組の一環としての役割を担うものであり、日々の学習活動と社会とを関連付けた職場体験活動等を推進する。

イ 小学校においては、職場見学、中学校においては、5日程度の職場体験を実施する。

⑤ キャリア教育の視点を生かした進路指導の取組の充実

「進路指導はキャリア教育の中核をなすものである」ことを踏まえ、生徒が自らの生き方を考え、主体的に進路を選択することができる力の育成を目指した計画的、継続的な進路指導を工夫する。また、中学校卒業時の進路未決定者の割合が全国に比べて高い状況を踏まえ、その改善に向け、各学年は、学校・家庭・関係機関等と連携した取組の充実を図る。

■関連資料■

◎『「キャリア教育」資料集－文部科学省・国立教育政策研究所－研究・報告書・手引編』

国立教育政策研究所生徒指導・研究センター

平成30年

◎『小・中学校学習指導要領解説総則編』

文部科学省

平成29年

◎『教育課程部会教育課程企画特別部会 資料』

文部科学省

平成28年

◎『产学研官地域連携キャリア教育実践者ハンドブック』

沖縄県商工労働部

平成28年

6 キャリア教育の充実

(高等学校)

— 生徒の自己実現及び社会参画をめざす指導の充実 —

生徒に将来、社会や職業で必要となる資質・能力を育むためには、学校で学ぶことと社会との接続を意識し、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育み、キャリア発達を促すキャリア教育の視点が重要である。

生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じて、組織的かつ計画的にキャリア教育の推進を図る必要がある。

(1) 教職員のキャリア教育についての理解の促進と資質の向上を図る

- ① 生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ、各教科・各科目の特質に応じて、キャリア教育の充実を図る。
- ② キャリア教育を通して、各教科での学びが一人一人のキャリア形成やよりよい社会づくりにどのようにつながっているのかを意識させること及び教科等を学ぶ意義の明確化に努める。
- ③ 効果的にキャリア教育を実施するため、中核的役割を担う教員の養成に努めるとともに、学校教育全体を通して行われるよう、全体計画や年間指導計画の作成に努める。
- ④ キャリア・カウンセリングの専門的な知識、技能を持つ教諭の育成に努めるとともに、すべての教員が基本的なキャリア・カウンセリングができるよう育成に努める。

(2) 小・中・高等学校が連携した指導体制の確立及び学びの連続性の確保を図る

- ① 発達の段階に応じたキャリア教育への理解やキャリア・カウンセリングへの理解を深めるため、小・中・高等学校及び市町村教育委員会が連携し、協議できる場を設定するよう努める。
- ② 小・中・高等学校を通じて、自己の学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりできるように、学びのプロセスを記述し、自己評価を行う「キャリア・パスポート」などの活用を図る。

(3) 学校と家庭や地域、企業等との連携・協働の充実強化を図る

- ① 社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる資質・能力を育成するため、地域や産業界経済界との連携・協働を進める。
- ② 「インターンシップ」を効果的に実施するため、それぞれの高等学校や生徒の特性を踏まえた多様な展開に努めるとともに、受入企業等と目的及び達成目標の共有に努める。
- ③ 大学や専門学校等のオープンキャンパス・体験授業への参加、大学からの「出前講座」等の実施など、高大連携にかかる取り組みに努める。
- ④ 生徒のキャリア発達に極めて大きな影響を与える家庭・保護者との共通理解を図るため、産業構造や進路環境の変化等について保護者とともに学んだり、積極的に情報提供をしたりすることに努める。

■関連資料■

- ◎『「キャリア教育」資料集－文部科学省・国立教育施策研究所－研究・報告書・手引編』
国立教育政策研究所生徒指導・研究センター 平成30年5月
- ◎『第2期教育振興基本計画』
文部科学省 平成30年6月
- ◎『今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について』
中央教育審議会 平成23年1月

6 キャリア教育の充実

(特別支援学校)

— 小・中・高等部の一貫した進路指導と職業教育の推進 —

児童又は生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図る。

(1) 小・中・高等部のつながりを考慮した指導

- ① 小中学部では、特別活動の学級活動を要としつつ、総合的な学習の時間や学校行事、道徳科や各教科における学習等と往還させながら、個別指導としての教育相談等の機会を生かしつつ、学校の教育活動全体を通じて実施する。
- ② 高等部においては、小・中学部におけるキャリア教育の成果を受け継ぎながら、特別活動のホームルーム活動を中心とし、総合的な探究の時間や学校行事、各教科・科目等における学習、個別指導としての進路相談等の機会を生かしつつ、学校の教育活動全体を通じて行う。

(2) キャリア教育の充実のための指導の工夫・改善について

- ① 校長のリーダーシップの下、進路指導主任やキャリア教育担当教師を中心とした校内の組織体制を整備し、学年や学部、学校全体の教師が共通の認識に立って指導計画の作成に当たる。
- ② 児童生徒に将来の生活や社会、職業などの関連を意識させ、キャリア発達を促すため、職場見学や職業体験活動、社会人講話などの機会を確保する。
- ③ キャリア教育を進めるにあたり、個別の教育支援計画（個別の移行支援計画）を活用し、家庭・保護者との共通理解を図りながら進める。
- ④ 高等部においては、生徒の特性や進路、学校や地域の実態等を考慮し、地域や産業界等との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなど就業体験活動の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得られるようにする。

(3) 労働・福祉関係機関との連携

- ② 地域の労働・福祉関係機関との連携を図り、各段階に応じたキャリア教育及び一人一人に応じた進路指導を行う。
- ③ 労働・福祉関係機関と情報を共有しながら、卒業生の生活や職業生活の安定を図るための支援について情報を共有するとともに必要な支援を行う。

■関連資料

- | | | |
|----------------------------------|-------|-------|
| ◎『特別支援学校学習指導要領解説 総則編(幼稚部・小・中学部)』 | 文部科学省 | 平成30年 |
| ◎『特別支援学校高等部学習指導要領』 | 文部科学省 | 平成31年 |
| ◎『特別支援学校学習指導要領 総則編(幼稚部・小・中学部)』 | 文部科学省 | 平成29年 |
| ◎『今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について』 | 中央審議会 | 平成23年 |

7 特別活動の充実

(小・中学校)

— 自ら学び考え、自らを律しつつ他者と協調できる豊かな人間性・社会性の育成 —

特別活動は、「集団や社会の形成者としての見方・考え方」を働きかせ「様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決する」ことを通して、資質・能力を育むことを目指す教育活動である。

また、特別活動の特質、教育課程全体において特別活動が果たすべき役割などを勘案して、「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」の三つの視点を重視する。この視点は、特別活動において育成を目指す資質・能力における重要な要素であり、資質・能力を育成する学習過程においても重要な意味をもつ。

(1) 特別活動で育成を目指す資質・能力

- ① 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようとする。
- ② 集団や自己の生活、人間関係の課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようとする。
- ③ 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方（人間としての生き方）についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

(2) 特別活動の各内容の指導の充実

- ① 学級活動…学級や学校での生活をよりよくするための課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、学級での話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践したりすることに、自主的、実践的に取り組むことを通して、資質・能力を育成することを目指す。
- ② 児童会・生徒会活動…異年齢の児童生徒同士で協力し、学校生活の充実と向上を図るために諸問題の解決に向けて、計画を立て役割を分担し、協力して運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、資質・能力を育成することを目指す。
- ③ 学校行事…全校又は学年の児童生徒で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、資質・能力を育成することを目指す。
- ④ クラブ活動〔小学校〕…異年齢の児童同士で協力し、共通の興味・関心を追求する集団活動の計画を立てて運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、個性の伸長を図りながら、資質・能力の育成を目指す。

(3) 特別活動全体計画作成に当たっての配慮事項

- ① 学級活動における児童生徒の自発的、自治的な活動を中心として、各活動と学校行事とを関連付けながら、個々の児童生徒についての理解を深め、教師と児童生徒、児童生徒相互の信頼関係を育み、学級経営の充実を図る。その際、いじめ未然防止等を含めた生徒指導との関連を図るようにする。
- ② 特別活動をキャリア教育の要として、これまでの活動を振り返るとともに、これから学びや生き方を見通しながら、児童生徒が個人の目標について意思決定し、その実現に向けて実践できるようとする。
- ③ 学校の創意工夫を生かし、各学校における特別活動の役割などを明確にして重点目標を設定したり、各活動・学校行事の内容を示したりするなど、教育課程における位置付けを明確にする。
- ④ 特別活動に充てる授業時数や目標、設置する委員会等の校内組織（校務分掌）や実施する学校行事等を明らかにする。
- ⑤ 〔小学校〕地域や学校、児童の実態等を踏まえ、学校としての基本的な指導構想を明確にし、それに即した創意ある計画を立てる。

〔中学校〕生徒や地域の実態を十分に把握するとともに、生徒の発達の段階や特性等を生かすようにし、教師の適切な指導の下に、生徒の自主的、実践的な活動が助長できるような全体計画を作成する。

■関連資料

- | | | |
|------------------------------------|-----------|-------|
| ◎『みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる 特別活動（小学校編）』 | 国立教育政策研究所 | 平成30年 |
| ◎『小学校学習指導要領解説 特別活動編』 | 文部科学省 | 平成29年 |
| ◎『中学校学習指導要領解説 特別活動編』 | 文部科学省 | 平成29年 |
| ◎『学級・学校文化を創る 特別活動〔中学校編〕』 | 国立教育政策研究所 | 平成28年 |

7 特別活動の充実

(高等学校)

— 様々な集団活動や体験的な活動を通して、生徒の人間形成を図る —

特別活動は、「集団や社会の形成者としての見方・考え方」を働きかせ「様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決する」ことを通して、資質・能力を育むことを目指す教育活動である。

高校生の段階においては、「開かれた個」として成長していくことが大切であり、そのためには、学校における多様な集団活動の充実を図るとともに、社会的な体験を重視し、人間としての在り方や生き方の自覚を深め、主体的に物事を選択し、現在及び将来を豊かに生きるために態度や能力を養う特別活動の充実が重要である。

(1) 特別活動で育成を目指す資質・能力

- ① 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- ② 集団や自己の生活、人間関係の課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようとする。
- ③ 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、主体的に集団や社会に参画し、生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

(2) 特別活動の各内容の指導の充実を図る

- ① ホームルーム活動…ホームルームや学校での生活をよりよくするための課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、ホームルームでの話合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践したりすることに、自主的、実践的に取り組むことを通じて、資質・能力を育成することを目指す。
- ② 生徒会活動…異年齢の生徒同士で協力し、学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて、計画を立て役割を分担し、協力して運営することに自主的、実践的に取り組むことを通じて、資質・能力を育成することを目指す。
- ③ 学校行事…全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、資質・能力を育成することを目指す。

(3) 特別活動全体計画作成に当たっての配慮事項

- ① 学校の創意を生かし、各学校における特別活動の役割などを明確にして重点目標を設定したり、各活動・学校行事の内容を明示するなど、教育課程における位置付けを明確にする。
- ② 特別活動に充てる授業時数、設置する校内組織（校務分掌）や実施する学校行事等を明らかにする。
- ③ 生徒や地域の実態を十分に把握するとともに、生徒の発達の段階や特性を生かすようにし、教師の適切な指導の下に生徒の自主性、実践的な活動が助長できるような全体計画を作成する。

(4) 国旗及び国歌の指導の充実を図る

日本人としての自覚を養い、国を愛する心を育てるとともに、生徒が将来、国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長していくために、国旗及び国歌に対して一層正しい認識を持たせ、それらを尊重する態度を育っていくよう指導の充実を図る。

■関連資料■

- | | | |
|---------------------------------|-------|-------|
| ◎『高等学校学習指導要領解説 特別活動編』 | 文部科学省 | 平成30年 |
| ◎『学校文化を創る特別活動（高校編）ホームルーム活動のすすめ』 | 文部科学省 | 平成30年 |

7 特別活動の充実

(特別支援学校)

— 豊かな体験活動と望ましい集団生活を通して主体的・実践的な態度を育む —

一人一人の児童生徒が、充実した学校生活をおくるためには、集団の一員としての自覚を深め、協力してよりよい生活を築こうとする態度を育てることが重要である。

このため、学級や学年等の集団の中で主体的・実践的な活動を通して、望ましい人間関係の育成を図るとともに、児童生徒一人一人の個性の伸長に努めることが必要である。

(1) 指導計画、指導体制の充実を図る

- ① 小学部、中学部、高等部においては、各学校における特別活動の目標を達成するための全体計画を作成し、学校の教育活動全体を通じた指導の充実に努める。
- ② 児童生徒の少人数化からくる種々の制約を解消するため、適宜他の学級や学年と再編成するなど、活発な（小・中）集団活動が行われるように努める。
- ③ 特別活動が学校全体で行うキャリア教育の要としての役割を担うことを踏まえ、小学部から高等部へのつながりを考慮しながら、現在や将来に希望や目標を持って生きる意欲や態度の形成、社会参画意識の醸成や働くことの意義の理解等が指導されるように努める。
- ④ 指導計画の作成に当たっては、主体的・実践的な活動が助長されるように努める。

(2) 特別活動の内容相互の関連を図り、各内容の指導の充実を図る

- ① 特別活動の内容については、児童生徒の主体的、実践的な活動が助長できるよう学校、地域、児童生徒の実態等に応じて各内容の重点化と相互の関連を図り指導の充実に努める。
- ② 各内容の指導に当たっては、教科等の関連を図るとともに、児童生徒一人一人の障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じた指導の重点を明確にしつつ、生活に結び付いた内容を、実際的な場面で具体的な活動を通して指導するよう工夫する。

(3) 家庭や地域社会との連携の充実を図る

- ① 地域社会の特性を生かした活動を取り入れるとともに、その充実を図るため地域の人材や文化財を活用することに努める。
- ② 地域の体験的活動や行事等への参加をすすめ、学校外活動の充実が図られるように努める。

(4) 交流及び共同学習の充実を図る

児童生徒の経験を広めて、積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、集団活動を通して小学校、中学校、高等学校の児童生徒との交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする活動を積極的に推進する。

(5) 国旗・国歌の指導の充実を図る

日本人としての自覚を養い、国を愛する心を育てるとともに、児童生徒が将来国際社会において信頼される日本人として成長していくことができるよう、国旗・国歌の指導の充実に努める。

■関連資料■

- | | | |
|---------------------------------|-------|-------|
| ◎『特別支援学校高等部学習指導要領』 | 文部科学省 | 平成31年 |
| ◎『特別支援学校学習指導要領解説総則編（幼稚部・小・中学部）』 | 文部科学省 | 平成30年 |

8 進路指導の充実

(高等学校)

— キャリア教育を推進し、目的意識を高め、自らの進路を 主体的に選択決定し、自己実現ができる生徒の育成 —

本県高等学校卒業者の就職内定率と進学率は全国平均に及ばない状況であり、進路先未定者が多い。さらに、近年の急激な社会の変化に伴って、生徒の個性や趣向が多様化してきている。

進路指導の取組はキャリア教育の中核をなすものであるから、生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、キャリア教育の充実を図る。その中で、生徒が自己の在り方生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校教育活動全体を通じ、組織的・計画的な進路指導を行う必要がある。

(1) 進路指導体制を強化する

- ① 教職員の共通理解と連携協力による進路指導体制の充実・強化に努める。
- ② 進路指導の年間指導計画のもとに、進学率、就職内定率等の数値目標を設定して指導・評価・対策を講じ、進路指導の改善・充実を図る。
- ③ 進路指導主任、就職担当教諭の任期を三年以上にする。
- ④ 進路指導主任研修会の充実を図り、校内外での進路指導研修会の充実に努める。

(2) 学校の教育活動全体を通じて計画的・組織的・継続的な進路指導を促進する

- ① 三年間を見通した各学年の進路指導計画のもとに、組織的・継続的な進路指導を実施する。
- ② 進路適性検査や希望調査等のデータを活用し、希望進路の早期決定を促進する。
- ③ 進路相談の充実に努め、生徒の実態を把握し、個に応じた進路指導を実施する。
- ④ 希望進路にあつた教科・科目の選択等、適切なガイダンスの機能の充実を図る。
- ⑤ 進路実現に向けて、資格取得の取組、学力向上対策等を推進する。
- ⑥ 上級学校の体験入学や企業でのインターンシップ等を通して、進路意識の啓発や職業生活に必要な知識の習得及び職業意識の育成を図る。
- ⑦ 生徒・保護者への進路情報の提供や啓発活動を推進する。

(3) 関係各機関との連携を強化する

- ① 中学や大学との連携を強化し、進路指導体制づくりを推進する。
- ② 沖縄労働局、県商工労働部、各地区公共職業安定所(ハローワーク)等との連携を図り、職場開拓と定着指導に努める。
- ③ 校長協会、副校长・教頭会、進路指導研究会、PTA、地域との連携を推進する。

■関連資料

◎『高等学校学習指導要領』	文部科学省	平成30年
◎『沖縄県教育振興基本計画後期』	沖縄県教育委員会	平成29年
◎『キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査』	国立教育政策研究所	平成26年
◎『第2期教育振興基本計画』	文部科学省	平成25年
◎『高等学校キャリア教育の手引き』	文部科学省	平成23年

9 中途退学対策の強化

(高等学校)

— 存在感や自己実現の喜びを実感できる指導の充実 —

中途退学問題の改善を図るためにには、生徒一人一人が存在感や自己実現の喜びを実感できるような指導体制の充実を図ることが重要である。県発行の「高等学校中途退学問題の解決に向けてー対策の基本方針と具体的な取組ー」に基づき、入学を許可した生徒全員を進級・卒業させるという基本姿勢をもって指導に当たる必要がある。

(1) 学校の課題を明確にし、指導体制の充実を図る

- ① 校内の「中途退学対策委員会」を強化し、学年会・拡大学年会の充実や各分掌間の連携によるホームルーム担任を支援する指導体制の確立を図る。
- ② 校内の教育相談体制を強化し、計画的・組織的な教育相談活動の実施、教育相談室の整備、保護者や関係機関・団体等との連携の充実を図る。
- ③ 校内研修を充実し、教職員の資質能力の向上と意識改革を図る。

(2) 指導の改善に努め、全員進級・卒業を目指す

- ① 生徒の能力・適正、興味・関心、進路等に応じた幅広い選択ができる多様で弾力的な教育課程を編成し、魅力ある学校、楽しい学校づくりに努める。
- ② 習熟度別授業の推進や形成的評価などを導入し、「参加する授業」「わかる授業」の創意工夫に努め、個別指導の充実を図る。
- ③ 学習の遅滞している生徒に対しては、補習授業等を通して「基礎的・基本的事項問題集」を活用し、基礎的・基本的な知識・技能の定着を図る。
- ④ 欠席・欠課・遅刻等を定期的にチェックし、指導が手遅れにならないように指導体制の充実を図る。

(3) 個別指導を充実させる

- ① 全教師がカウンセリング・マインドを生かした教育活動に努める。
- ② 定期相談(三者面談)、呼出相談、チャンス相談による指導の充実を図る。
- ③ 長期欠席者、休学者等には、個人記録簿を活用した指導の充実を図り、生徒の実態把握に努める。

(4) 家庭や地域社会、小・中学校等との連携を推進する

- ① 家庭、地域社会、関係機関・団体等との連携を強化する。特に深夜外出、アルバイト等については、それぞれの役割を認識し、指導の充実を図る。
- ② 校区内の小・中学校と定期的に情報や意見の交換を行い、生活指導、進路指導等各校種間で抱える問題をより具体的に明らかにし、課題解決に向け連携した指導に努める。
- ③ ホームルーム担任は欠席等の多い生徒には家庭訪問等を行い、連携による指導を強化する。特に不登校等指導困難な生徒については、スクールカウンセラーや子ども若者みらい相談プラザsorae等の専門機関とも連携した生徒理解を進め、ねばり強く指導する。
- ④ 高等学校生徒就学支援センターの活用や地域若者サポートステーション等との連携により、生徒の居場所づくりを促進する。

■関連資料■

- ◎『高等学校中途退学問題の解決に向けて～対策の基本方針と具体的な取組～』

沖縄県教育委員会 平成12年6月

- ◎ 県立高等学校中途退学者の状況 退学者総数、学年別・学科別退学者、退学の事由等

10 特別支援教育の充実

(小・中学校)

— 個々の教育的ニーズの把握と全校体制による教育的支援 —

特別支援教育は、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導や必要な支援を行うものである。

このため、学校においては、特別支援教育に関する校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの位置付け等の支援体制を整備し、教育上特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた合理的配慮を基に、全教職員が一体となった組織的な取組を推進する必要がある。

(1) 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組

- ① 校長のリーダーシップのもと、学校経営計画に特別支援教育についての基本的な考え方や基本方針を示し、全教職員が協力し、組織的、計画的に推進する。
- ② 特別支援学級担当教員の適切な配置やその資質の向上を図る。
- ③ 校務運営組織に就学支援委員会等の特別支援教育に関する校内委員会を設置する。
- ④ 特別支援教育コーディネーターを中心に、校内委員会等の機能化を図り、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の支援体制の充実に努める。
- ⑤ 校内研修等を通して特別な支援を必要とする児童生徒への具体的な指導方法、指導上の留意点等について理解を深め、専門性の向上に努める。
- ⑥ 特別支援学級の弾力的運用として通常の学級に在籍する児童生徒が、特別支援学級で支援が必要な場合は、校内委員会や保護者との相談等をもって対応できるよう校内の条件整備に努める。
- ⑦ 特別支援教育支援員等の活用については、特別支援教育コーディネーターを中心に担任や学年職員などと連携を取り合い、児童生徒への支援が円滑に行われるようとする。
- ⑧ 児童生徒個々の発達の段階（障害の状態や特性など）を的確に把握し、授業や学校生活での目標、具体的な学習内容・方法など、きめ細かな指導が行えるよう「個別の指導計画」を作成する。
また、関係者（家庭、教育、医療、福祉等）による連携した教育的支援を行うために「個別の教育支援計画」を作成する。

※「個別の教育支援計画」を作成する際は、市町村の個人情報保護条例等に基づいて、適切な手続きを行うこと。

(2) 特別支援学級の教育課程の充実を図る

- ① 児童生徒の障害の状態に応じた自立活動の充実を図る。
- ② 教育課程編成に当たっては、小・中学校学習指導要領を踏まえ、必要に応じて、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考にする。

(3) 交流及び共同学習の充実を図る

- ① 特別支援学級の児童生徒と通常の学級の児童生徒との交流及び共同学習は、児童生徒の実態等を十分に考慮して、学校全体の教育計画に位置付けて推進する。
- ② 地域の人々と活動を共にする交流及び共同学習を推進する。

(4) 就学支援体制の充実を図る

- ① 校長、教頭、校医、主幹教諭、教務主任、特別支援学級担任、学年主任、養護教諭等で組織する校内教育（就学）支援委員会の機能化に努める。
- ② 校内教育（就学）支援委員会は、就学支援や教育相談等を継続的に行うとともに、市町村教育支援委員会等と連携を取り合い、適切な対応に努める。
- ③ 障害のある幼児児童生徒及び保護者を対象に特別支援教育を理解してもらうため、体験入学（学校・学級参観、教育活動への参加、就学相談等）を恒常的に実施できるような体制づくりを図り、就学支援の充実に努める。

(5) 通級による指導の充実を図る

通常の学級担任と通級の指導担当者は、児童生徒の様子や変化について情報交換を行い、指導の充実を図る。

■関連資料■

◎『発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン』

文部科学省 平成29年

◎『教育支援資料』

文部科学省 平成25年

◎『「個別の教育支援計画」活用の手引き』

沖縄県教育委員会 平成21年

◎『特別支援教育支援員を活用するために』

沖縄県教育委員会 平成19年

10 特別支援教育の充実

(高等学校)

— 情報の共有化と支援体制の確立 —

特別支援教育の理念を踏まえた対応を図る（19文科初第125号 平成19年4月1日文部科学省初等中等教育局長）「特別支援教育の推進について（通知）」より

特別支援教育は、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

このため、学校においては、校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの位置付け等の支援体制を整備し、全教職員が一体となった組織的な取組を推進する必要がある。

(1) 特別支援教育における学校全体の協力体制づくりを推進する

- ① 校長のリーダーシップのもと、学校の重点目標、経営方針等へ特別支援教育の推進に係る項目を設定し、全職員の協力体制づくりに努める。
- ② 特別支援教育コーディネーターの適切な配置やその資質の向上に努める。
- ③ 校内委員会において、生徒の実態把握を行い、学校全体すべての学級に在籍する特別な教育的支援の必要な生徒の支援体制の充実に努める。
- ④ 校内研修等を通して特別な教育的支援を必要とする生徒への具体的な指導方法、指導上の留意点等について理解を深め、専門性の向上に努める。
- ⑤ 合理的配慮の提供について、合意形成に向けた本人・保護者との建設的対話を丁寧に行い、組織的に対応するための校内体制を整備する。

(2) 生徒一人一人の教育的ニーズに対応した特別支援教育の充実を図る

- ① 特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、必要に応じて適切な個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用をするなど、一人一人の教育的ニーズに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。
- ② 必要に応じて、教育事務所に設置している巡回アドバイザーや専門家チームを活用し支援の方法のアドバイス等を受ける。
- ③ 中学校、特別支援学校、大学、福祉・労働等の関係機関と連携し、一貫した指導の充実に努める。
ア 中学校で作成された、個別の教育支援計画や個別の指導計画を引き継ぐとともに、必要に応じて特別支援教育コーディネーター間の情報交換を行うよう努める。
イ 個別の教育支援計画等を活用するなどして、個々の生徒が必要とする支援に関する情報を大学又は企業等の進路先へ引き継ぐことに努める。

■関連資料■

- | | | |
|---------------------------------------|------------------|-------|
| ◎『発達障害を含む障害のある児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン』 | 文部科学省 | 平成29年 |
| ◎『授業に活かせる発達段階を踏まえた指導・支援』 | 県立総合教育センター | 平成24年 |
| ◎『高等学校における特別支援教育の推進について』 | 高等学校ワーキンググループ報告書 | |
| ◎『高等学校学習指導要領』 | 文部科学省 | 平成21年 |
| ◎『個別の教育支援計画作成の手引き』 | 沖縄県教育委員会 | 平成21年 |
| ◎『特別支援教育はじめの一歩 Part 2』 | 沖縄県教育委員会 | 平成20年 |
| ◎『特別支援教育はじめの一歩』 | 県立総合教育センター | 平成19年 |
| ◎「特別支援教育の推進について」（通知） | 文部科学省 | 平成19年 |

11 自立活動の充実

(特別支援学校)

— 心身の調和的発達の基盤を培い、自立を目指した主体的活動の推進 —

個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うことに努めることが重要である。

なお、学習指導要領において、自立活動は6区分27項目で示されているが、個々の幼児児童生徒の状態を踏まえて必要とされる項目を選定し、一人一人に応じた指導内容を設定して指導する。

(1) 個別の指導計画を作成し、具体的な指導事項の設定を図る

- ① 個別の指導計画の作成に当たっては、個々の幼児児童生徒の障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境等を的確に把握し、指導すべき課題を明確にすることによって、指導目標及び指導内容を設定する。
特に、中学部・高等部においては、学級担任はもちろん、指導に関わる全ての教師の連携のもとに作成する。
- ② 指導計画の作成に当たっては、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習（探究）の時間及び特別活動の指導と密接な関連を保つようにし、計画的、組織的に指導を行う。
- ③ 指導に当たっては、幼児児童生徒が興味関心をもって主体的に取り組み、成就感を味わうとともに自己を肯定的に捉えることができるような指導内容を取り上げる。
- ④ 自立活動の指導の効果を高めるには、専門の医師及びその他の専門家の指導助言を求めるなどして適切な指導ができるように努める。
- ⑤ 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するためには、個々の児童生徒が活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容も計画的に取り上げる。
- ⑥ 幼児の活動並びに児童生徒の学習状況や結果を適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導の改善に活かすように努める。

(2) 指導体制の充実を図る

- ① 自立活動の指導は、専門的な知識や技能を有する教師を中心として、全教師の協力の下に効果的に行う。
- ② 自立活動の個別の指導計画の作成や実際の指導に当たっては、専門の医師及びその他の専門家との連携を図り、指導助言を求めるなどして適切な指導ができるようとする。
- ③ 自立活動は、時間における指導はもとより、学校の教育活動全体を通して効果的に指導ができるようにする。
- ④ 自立活動の指導の成果が進学先等でも生かされるように、個別の教育支援計画等を活用して関係機関等との連携を図る。

■関連資料■

- | | | |
|---------------------------------|-------|-------|
| ◎「特別支援学校 高等部学習指導要領」 | 文部科学省 | 平成31年 |
| ◎『特別支援学校学習指導要領解説総則編（幼稚部・小・中学部）』 | 文部科学省 | 平成30年 |
| ◎『特別支援学校学習指導要領解説－自立活動編－』 | 文部科学省 | 平成30年 |

12 校内就学支援の充実

(特別支援学校)

— 校内就学支援体制及び教育相談の充実 —

平成25年9月学校教育法施行令の一部改正により、就学に関する手続きについて、本人及び保護者への十分な情報提供を行うこと、関係者の総合的な判断や保護者との合意形成等、丁寧な対応が求められている。

特別支援学校においては、障害の状態や個々の発達の程度、適応状況等、児童生徒に対して個別の教育支援計画を作成し、望ましい学習環境整備（基礎的環境整備、合理的配慮）や指導・支援が実施されているか否かを定期的に確認する必要がある。また、必要に応じて個別の教育支援計画を見直し、適切な就学支援や教育相談を継続して行うことが重要である。

特別支援学校においては、地域の幼稚園・小学校・中学校・高等学校と協力、連携し、地域在住の障害のある幼児児童生徒への教育相談・支援の充実と特別支援教育の推進に努める必要がある。

(1) 校内就学支援体制の充実を図る

- ① 幼児児童生徒の障害の程度や能力・特性等に応じた適切な就学支援を推進するため、各学校に校長、教頭、部主事、教務主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭等で組織する校内就学支援委員会を設置する。
- ② 校内就学支援委員会では、幼児児童生徒の適切な就学に関することについて、規約等を定め、障害の種類、程度や必要な教育的支援について専門的な立場から審議を行い、対象となる幼児児童生徒及び保護者へ、適切に相談や支援を行う。

(2) 教育相談・支援の充実及び地域との連携を図る

- ① 特別支援教育コーディネーターを中心に、教職員は校内や校外の研修に積極的に参加し、教育相談の方法や取り組む姿勢等の専門性の向上に努める。
- ② 校内就学支援委員会は、医療及び保健、福祉機関、教育委員会、市町村教育委員会の関係機関等との連携を図りながら、障害のある幼児児童生徒の教育相談、就学相談の充実に努める。
- ③ 体験入学、学校参観、交流及び共同学習、就学相談等を積極的に実施し、障害のある幼児児童生徒並びに保護者や保育士、幼稚園教諭及び公立小・中学校の特別支援学級担当教員等に対し、特別支援学校の対象（学校教育法施行令22条の3に該当するもの）や教育課程についての理解啓発を行い、就学に関する適切な情報提供に努める。

■関連資料■

- | | | |
|-----------------------------------|-------|-------|
| ◎ 「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」 | 沖縄県 | 平成26年 |
| ◎ 「学校教育法施行令の一部改正」 | 文部科学省 | 平成25年 |
| ◎ 『教育支援資料』 | 文部科学省 | 平成25年 |

13 交流及び共同学習の推進

(特別支援学校)

— 幼児児童生徒の豊かな人間性と社会性の育成 —

交流及び共同学習は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現をめざしており、幼児児童生徒の社会性や豊かな人間性を育てる上で、重要な役割を果たしている。

そのため、幼稚園及び小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の幼児児童生徒間の交流及び共同学習や地域の人々と活動を共にする機会を積極的に設け、同じ社会に生きる人間として、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むよう、計画的、組織的に実施できるようにする。

(1) 交流及び共同学習の目的

- ① 障害のある子供と障害のない子供が一緒に参加する活動は、相互の触れ合いを通じ豊かな人間性をはぐくむこと（交流の側面）
- ② 教科等のねらいを踏まえ、その目的を達成すること（共同学習の側面）

(2) 教育課程とのかかわり

- ① 交流及び共同学習は、在籍校の授業として位置づける。
- ② 計画的、継続的に教育課程上に位置づけ、指導の目標などを明確にする。
- ③ 教育活動として、適切に評価を行う。

(3) 交流及び共同学習の充実を図る

- ① 実施に当たっては、双方の学校同士が十分に連絡を取り合い、指導計画に基づく内容や方法を事前に検討する。
- ② 障害のある幼児児童生徒一人一人の実態に応じた様々な配慮事項等について、教職員間の情報交換をしっかりと行う。
- ③ 事前・事後指導等に十分配慮する。
- ④ 活動場所への移動方法、距離や時間、子供の発達段階等を勘案し、保護者等との相互の連携・協力の下、安全面に十分に配慮する。
- ⑤ 交流及び共同学習の指導の形態について、研究を深め、推進を図る。

(4) 交流及び共同学習とは

定義	障害のある幼児児童生徒が、障害のない幼児児童生徒や地域社会の人々と活動や学習を共にし、相互理解を深めること。
ねらい	1 障害のある幼児児童生徒の豊かな人間性や社会性を育む。 2 地域社会の人々が障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深める。
種類	学校間交流：特別支援学校と小学校、中学校、高等学校等の間で行う。 居住地校交流：特別支援学校の幼児児童生徒の居住地にある小学校、中学校、高等学校等で行う。 地域交流：学校のある地域の人々と交流する。
内容	直接交流：直接一緒に活動する直接交流。 間接交流：手紙やビデオテープの交換、インターネット等を介して行う。

■関連資料■

- ◎『特別支援学校高等部学習指導要領解説』 文部科学省 平成31年
- ◎『特別支援学校学習指導要領』(幼稚部・小学部・中学部) 文部科学省 平成30年
- ◎『障害者差別解消法』 平成28年
- ◎『改正 障害者基本法』 平成23年
- ◎『よりよい理解のために 交流及び共同学習事例集』 全国特別支援教育推進連盟
文部科学省委嘱 平成19年

14 食育の推進

(小・中学校)

— 基本的生活習慣の確立と健全な食生活を実践することのできる能力の育成 —

食は人間が生きていく上での基本的な営みの一つであり、健康な生活を送るために健全な食生活は欠かせないものである。

しかし、近年の子どもの食生活を取り巻く社会環境の変化などに伴い、食生活の乱れ、肥満や過度の痩身など、生活習慣病と食生活の関係も指摘され、望ましい食習慣の形成に係る指導の充実が求められている。特に、成長期にある児童生徒にとって、健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせないものであると同時に、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすものであり、極めて重要である。

このことを踏まえ、学校においては、学校教育活動全体を通した食育の推進に努め、家庭や地域関係機関と連携し、児童生徒に様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得させ、健全な食生活を実践することができる能力を育成していくことが必要である。

(1) 学校における食育推進体制の確立及び充実

- ① 栄養教諭等学校給食栄養管理者を中心に、学校の食に関する指導の全体計画及び発達段階に応じた各学年毎の食に関する指導の年間指導計画等を作成する。
- ② 児童生徒の発達段階に応じ、栄養や食事のとり方等について、正しい知識を習得させ、自ら判断し、実践していく力を身に付けさせるよう食に関する指導の工夫を図るとともに、農漁業体験等、食に関する豊かな体験活動の充実に努める。
- ③ 学級担任等と栄養教諭等学校給食栄養管理者とのTT授業等により、学校給食を生きた教材として活用しつつ、給食の時間をはじめとする関連教科等における食に関する指導の充実を図る。
- ④ 学校給食等を活用した栄養指導等、個別の相談指導について、学校教育活動全体で推進するとともに、毎日朝食を食べる児童生徒の実態を把握し、食育の推進に努める。

(2) 学校給食の充実

栄養教諭等学校給食栄養管理者と学校との連携を通して、安全・安心で栄養バランスの取れたおいしい学校給食を提供するとともに、教科と関連した献立作成や地域の地場産物の活用の促進及び地域の伝統食・行事食を提供する等、学校給食の充実に努める。

(3) 家庭・地域・関係機関との連携

- ① 家庭等における望ましい食習慣を確立するため、「日本型食生活」の実践について啓発するとともに、学校給食関係機関と連携し、食品の安全、栄養の摂取等、様々な機会を通じて食に関する情報の把握及び発信に努める。
- ② 家庭や地域における幼児児童生徒の基本的生活習慣に係る課題などについて共通理解を図り、課題解決に努める。
- ③ 保護者、学校医等関係機関と連携し、食物アレルギー、健康課題などについて共通理解を図り、課題解決に努める。

■関連資料■

◎『食に関する指導の手引 第二次改訂版』	文部科学省	平成31年
◎『沖縄県食育推進計画～食育おきなわうまんちゅ(万人)プラン～』	沖縄県	平成30年
◎『学校における食物アレルギー対応の手引き』	沖縄県教育委員会	平成29年
◎『第3次食育推進基本計画』	内閣府	平成28年
◎『学校給食における管理・指導の手引き』	沖縄県教育委員会	平成28年
◎『次世代の健康づくり副読本（教員用テキスト）』	沖縄県	平成27年
◎『食生活学習教材くわっちーさびら』	沖縄県	平成27年
◎『食生活学習教材(小：低・中・高学年用，中学生用)』	文部科学省	平成24年

14 食育の推進

(高等学校)

— 基本的生活習慣の確立と健全な食生活を実践することのできる能力の育成 —

食は人間が生きていく上での基本的な営みの一つであり、健康な生活を送るためには健全な食生活は欠かせないものである。

しかし、近年の子どもの食生活を取り巻く社会環境の変化などに伴い、食生活の乱れ、肥満や過度の痩身など、生活習慣病と食生活の関係も指摘され、望ましい食習慣の形成に係る指導の充実が求められている。特に、社会人の準備期にある生徒にとって、健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせないものであるとともに、将来の望ましい食習慣の形成や健康の保持増進に大きな影響を及ぼすものであり、極めて重要である。

このことを踏まえ、学校においては、学校教育活動全体を通じた食育の推進に努め、家庭や関係機関と連携し、生徒に様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得させ、健全な食生活を実践することのできる能力を育成していくことが必要である。

(1) 学校における食育推進体制の確立及び食に関する指導の推進

- ① 生徒の食に係る実態の把握に努め、学校全体で情報を共有する等、生徒の学齢期終了後の望ましい食生活習慣形成を見据えた指導の工夫に努める。
- ② 食に関する指導の全体計画及び各学年毎の食に関する指導の年間指導計画等を作成し、学校全体で生徒の実態に応じた食に関する指導に取り組み、食育の推進に努める。
- ③ 家庭科、保健体育科、特別活動等、関連教科と関連付けた食に関する指導や部活動顧問と連携した栄養指導等に努める。
- ④ 生徒の実態に応じ、栄養や食事のとり方等について、正しい知識の啓発に努めるとともに、生徒自ら望ましい食事について判断し、実践していく力を身に付けさせるよう食に関する指導の工夫に努める。

(2) 家庭・関係機関との連携

- ① 家庭等における望ましい食習慣を確立するため、「日本型食生活」の実践について啓発するとともに、学校の特色に応じPTA等と連携し、食育に関する集会等、様々な機会を通じて食に関する指導に努める。
- ② 保護者と連携し、基本的な生活習慣に係る課題などについて共通理解を図り、課題解決に努める。
- ③ 保護者、学校医等関係機関と連携し、食物アレルギー、健康課題などについて共通理解を図り、課題解決に努める。

■関連資料■

◎『食に関する指導の手引 第二次改訂版』	文部科学省	平成31年
◎『沖縄県食育推進計画～食育おきなわうまんちゅ（万人）プラン～』	沖縄県	平成30年
◎『高等学校学習指導要領』	文部科学省	平成30年
◎『学校における食物アレルギー対応の手引き』	沖縄県教育委員会	平成29年
◎『第3次食育推進基本計画』	内閣府	平成28年
◎『学校給食における管理・指導の手引き』	沖縄県教育委員会	平成28年
◎『高等学校における食育実践事例集』	沖縄県教育委員会	平成22年
◎『食に関する指導実践事例集～食育推進校等の取組～』	沖縄県教育委員会	平成20年

14 食育の推進

(特別支援学校)

— 将来の自立した生活に向け、望ましい食習慣を身に付け、自己の健康を管理する力等の育成 —

食は人間が生きていく上での基本的な営みの一つであり、健康な生活を送るためには健全な食生活は欠かせないものである。

障害のある幼児児童生徒が、将来自立し、社会参加するための基盤として、望ましい食習慣を身に付け、自らの健康を自己管理する力や食物の安全性等を自ら判断する力などを身に付けることは極めて重要である。また、障害のある幼児児童生徒にとって「食べること」とは、咀嚼(食物をかみ碎くこと)や嚥下(食物を飲み込むこと)などの食べる機能の発達を促すだけではなく、食事に関する基本動作やコミュニケーション能力、情緒面などの人間として調和的発達を促す重要な行為であると言える。

このことを踏まえ、特別支援学校においては、食に関する指導について、小学校、中学校、高等学校に準じて行うとともに、生命の維持や健康状態の回復、保持、増進など、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うための教育活動としてとらえ指導を展開していく必要がある。

さらに、家庭や関係機関との連携強化に努め、将来の自立した生活に向け、望ましい食習慣を身に付けた幼児児童生徒の育成を図る必要がある。

(1) 学校における食育推進体制の確立及び充実

- ① 栄養教諭等学校給食栄養管理者を中心に、学校の食に関する指導の全体計画及び食に関する指導の年間指導計画等を作成する。
- ② 在籍する幼児児童生徒の実態(障害の状態、食べることに関する発達や経験の程度等)を的確に把握し、栄養や食事の摂り方等について、正しい知識を習得させ、自ら判断し、実践していく力を身に付けさせるよう食に関する指導の工夫を図るとともに体験活動の充実に努める。
- ③ 学級担任等と栄養教諭等学校給食栄養管理者とのTT授業等により、学校給食を生きた教材として活用しつつ、給食の時間をはじめとする関連教科等における食に関する指導の充実を図る。

(2) 学校給食の充実

栄養教諭等学校給食栄養管理者と学校との連携を通して、安全・安心で栄養バランスの取れたおいしい学校給食を提供するとともに、教科と関連した献立作成や地域の地場産物の活用の促進及び地域の伝統食・行事食を提供する等、学校給食の充実に努める。

(3) 保護者・関係機関との連携

- ① 家庭における望ましい食習慣を確立するため、「日本型食生活」の実践について啓発するとともに、学校の特色に応じPTA等と連携し、食品の安全、栄養の摂取等、様々な機会を通じて食に関する指導に努める。
- ② 保護者、学校医等関係機関と連携し、食物アレルギー、特別食、健康課題などについて共通理解を図り、将来の自立や社会参加に向けた課題解決に努める。

■関連資料■

◎『食に関する指導の手引 第二次改訂版』	文部科学省	平成31年
◎『特別支援学校高等部学習指導要領』	文部科学省	平成31年
◎『沖縄県食育推進計画～食育おきなわうまんちゅ(万人)プラン～』	沖縄県	平成30年
◎『学校における食物アレルギー対応の手引き』	沖縄県	平成29年
◎『特別支援学校幼稚部教育要領・小学部・中学部学習指導要領』	文部科学省	平成29年
◎『第3次食育推進基本計画』	内閣府	平成28年
◎『学校給食における管理・指導の手引き』	沖縄県教育委員会	平成28年
◎『次世代の健康作り副読本(教師用テキスト)』	沖縄県	平成27年
◎『食生活学習教材(小：低・中・高学年用、中学生用)』	文部科学省	平成24年

15 学校安全・防災教育の推進

(小・中学校)

— 幼児児童生徒の危険回避能力の育成 —

学校安全は、幼児児童生徒が、自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、幼児児童生徒の安全を整えることをねらいとしている。

このことを踏まえ、学校においては、沖縄県教育委員会が平成25年発刊の「児童生徒等の安全確保対策危機管理マニュアル」(以下「危機管理マニュアル」という)等を効果的に活用し、学校における安全教育と適切な安全管理の充実を図り、安心安全な学校づくりの推進を図る必要がある。

(1) 学校安全の推進に関する計画の策定

- ① 学校保健安全法第3条第2項及び第27条の規定に基づき、「危機管理マニュアル」や「生きる力をはぐくむ学校での安全教育」(文部科学省発行学校安全資料)を参考に、学校安全の推進に関する計画を策定する。
- ② 学校独自の学校安全の推進に関する計画に基づき、学校における安全教育と安全管理(安全点検表等による定期的・臨時的・日常的な安全点検の確実な実施)の徹底に努める。
- ③ 安全教育と安全管理を円滑に進めるために組織活動の充実を図り、学校安全体制の構築に努める。
- ④ 保護者及び地域・関係機関等と連携し、学校安全教育の充実に努める。

(2) 防犯教育の充実を図る

- ① 「危機管理マニュアル」を避難訓練や校内研修及び各教科等において効果的に活用し、防犯教育の充実に努める。
- ② 不審者侵入に対する避難訓練や防犯教室の取組を通して、幼児児童生徒の危険回避能力の育成に努める。
- ③ 不審者等の情報に対しては、地域巡回や不審者情報を発信し、注意喚起に努める。
- ④ 通学路の安全点検を行い、危険箇所について地域安全マップの作成に努める。

(3) 防災教育の充実を図る

- ① 学校保健安全法第29条に基づき、沖縄県教育委員会発刊の「危機管理マニュアル」等を参考に、学校の実情等に応じた独自の「危機管理マニュアル」を作成する。
※防災教育におけるマネージメントサイクルでは、I-CAPD が有効的である。(I : イメージ)
I-CAPD (何が起こる? - 何が問題? - 話し合い - 対策 - 実行) サイクルによる実施計画を作成。
- ② 「危機管理マニュアル」を効果的に活用し、避難訓練や校内研修等を通して、防災教育の充実を図るとともに、幼児児童生徒の危険回避能力の育成に努める。
- ③ 「危機管理マニュアル検討委員会」を設置し、必要に応じて見直し作成を行う。その際、PDCA マネジメントサイクルを活用し改善に努める。(検討委員のメンバーに保護者や地域の関係者等を加えることが望ましい。)

(4) 交通安全教育の充実を図る

- ① 「危機管理マニュアル」を効果的に活用し、交通安全教室(自転車教室も含む)や校内研修等を通して、幼児児童生徒の危険回避能力の育成と教職員の資質向上を図るとともに、交通安全教育の充実に努める。
- ② 幼児児童生徒による地域安全マップの作成を通して、危険回避能力の育成に努める。
- ③ 通学路の安全点検を行い、各市町村教育委員会や関係機関(所轄警察署・道路管理者)と連携し、危険箇所の改善に努める。

(5) 河川・海浜等における事故防止の充実を図る

- ① 「危機管理マニュアル」を効果的に活用し、水難事故防止教室や校内研修等を通して、幼児児童生徒の危険回避能力の育成と教職員の資質向上(AED 操作等を含む心肺蘇生法などの応急手当)に努める。
- ② 河川・海浜等の危険箇所の点検を実施し、水難事故等の未然防止対策に努める。

■関連資料■

◎『生きる力をはぐくむ学校での安全教育』	文部科学省	平成31年
◎『学校の危機管理マニュアル作成の手引き』	文部科学省	平成30年
◎『児童生徒等の安全確保対策危機管理マニュアル』	沖縄県教育委員会	平成25年
◎『生きる力を育む防災教育の展開』	文部科学省	平成25年
◎『学校における地震・津波災害等対策危機管理マニュアル』	沖縄県教育委員会	平成24年
◎『学校防災マニュアル：作成の手引き』	文部科学省	平成24年
◎『生きる力をはぐくむ学校での安全教育』	文部科学省	平成22年

15 学校安全・防災教育の推進

(高等学校)

— 生徒の危険回避能力の育成 —

学校安全は、生徒が、自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、生徒の安全を整えることをねらいとしている。

このことを踏まえ、学校においては、沖縄県教育委員会が平成25年発刊の「児童生徒等の安全確保対策危機管理マニュアル」(以下「危機管理マニュアル」という)等を効果的に活用し、学校における適切な安全管理と安全教育の充実を図り、安心安全な学校づくりの推進を図る必要がある。

(1) 学校安全の推進に関する計画の策定

- ① 学校保健安全法第3条第2項及び第27条の規定に基づき、「危機管理マニュアル」や「生きる力をはぐくむ学校での安全教育」(文部科学省発行学校安全資料)を参考に、学校安全の推進に関する計画を策定する。
- ② 学校独自の学校安全の推進に関する計画に基づき、学校における安全教育と安全管理(安全点検表等による、定期的・臨時の・日常的な安全点検の確実な実施)の徹底に努める。
- ③ 安全教育と安全管理を円滑に進めるために組織活動の充実を図り、学校安全体制の構築に努める。
- ④ 保護者及び地域・関係機関等と連携し、学校安全教育の充実に努める。

(2) 防犯教育を通して、生徒の安全確保を図る

- ① 生徒が犯罪の発生や被害等について認識し、犯罪にあわないために、的確な思考・判断に基づいて意志決定や行動選択が出来る対応力を身に付けさせるよう努める。
- ② 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、危険を回避して安全な行動をとることができるよう努める。
- ③ 自らの安全の確保はもとより、友人、地域社会の人々の安全にも貢献する大切さや、安全で安心な社会づくりについて理解を深め、地域の安全に関する活動等に積極的に参加できるよう社会貢献意識の育成に努める。

(3) 防災教育を通して、生徒の安全確保を図る

- ① 学校保健安全法第29条に基づき、沖縄県教育委員会発刊の「危機管理マニュアル」等を参考に、学校の実情等に応じた独自の「危機管理マニュアル」を作成する。
※防災教育におけるマネジメントサイクルでは、I-CAPD が有効的である。(I : イメージ)
I-CAPD(何が起こる? - 何が問題? → 話し合い → 対策 → 実行)サイクルを通した実施計画を作成。
 - ② 災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができるよう指導の充実に努める。
 - ③ 市町村の防災担当部局や自治体等の関係機関等と連携した防災指導及び対策等の充実に努める。
- ④ 交通安全教育を通して、生徒の安全確保を図る
 - ① 二輪車の運転者及び自転車の利用者として、安全に道路を利用するため必要な知識及び技能を習得させるとともに、交通社会の一員として責任を持って行動できるような健全な社会人の育成に努める。
 - ② 交通社会の一員としての自覚を持たせ、二輪車及び自転車の通行方法などを中心に遵守すべき交通ルールを再認識させるとともに、自己の安全だけでなく他人の安全に配慮することが、道路交通の安全を確保するために必要であるということを理解させるよう努める。

(5) 河川・海浜等における事故防止の充実を図る

- ① 「危機管理マニュアル」を効果的に活用し、水難事故防止教室や校内研修等を通して、生徒の危険回避能力の育成と教職員の資質向上(AED 操作等を含む心肺蘇生法などの応急手当)に努める。
- ⑥ 河川・海浜等において、自ら安全な行動をとることができる重要性について理解させるとともに、水難事故等の未然防止対策に努める。

■関連資料■

◎『生きる力をはぐくむ学校での安全教育』	文部科学省	平成31年
◎『学校の危機管理マニュアル作成の手引き』	文部科学省	平成30年
◎『生きる力を育む防災教育の展開』	文部科学省	平成25年
◎『児童生徒等の安全確保対策危機管理マニュアル』	沖縄県教育委員会	平成25年
◎『学校における地震・津波災害等対策危機管理マニュアル』	沖縄県教育委員会	平成24年
◎『学校防災マニュアル：作成の手引き』	文部科学省	平成24年
◎『生きる力をはぐくむ学校での安全教育』	文部科学省	平成22年

15 学校安全・防災教育の推進

(特別支援学校)

— 幼児児童生徒の危険回避能力の育成 —

学校安全は、幼児児童生徒が、自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、幼児児童生徒の安全を整えることをねらいとしている。

このことを踏まえ、学校においては、沖縄県教育委員会が平成25年発刊の「児童生徒等の安全確保対策危機管理マニュアル」(以下「危機管理マニュアル」という)等を効果的に活用し、学校における適切な安全管理と安全教育の充実を図り、安心安全な学校づくりの推進を図る必要がある。

(1) 学校安全の推進に関する計画の策定

- ① 学校保健安全法第3条第2項及び第27条の規定に基づき、「危機管理マニュアル」や「生きる力を育む学校での安全教育」(文部科学省発行学校安全資料)を参考に、学校安全の推進に関する計画を策定する。
- ② 学校独自の学校安全の推進に関する計画に基づき、学校における安全教育と安全管理(安全点検表等による、定期的・臨時の・日常的な安全点検の確実な実施)の徹底に努める。
- ③ 安全教育と安全管理を円滑に進めるために組織活動の充実を図り、学校安全体制の構築に努める。
- ④ 保護者及び地域・関係機関等と連携し、学校安全教育の充実に努める。

(2) 防犯教育の充実を図る

- ① 安全・安心な生活環境を整えるよう努める。
- ② 事件・事故によるストレス症状の程度に応じた対応に努める。
- ③ 「危機管理マニュアル」等を効果的に活用した防犯避難訓練等を通して、教職員等による幼児児童生徒等の障害の状態に応じた避難誘導及び援助等について修得するとともに、幼児児童生徒の危険回避能力の育成に努める。

(3) 防災教育の充実を図る

- ① 学校保健安全法第29条に基づき、沖縄県教育委員会発刊の「危機管理マニュアル」等を参考に、学校の実情等に応じた独自の「危機管理マニュアル」を作成する。
- ② 「危機管理マニュアル」等を効果的に活用した防災避難訓練等を通して、教職員等による幼児児童生徒等の避難誘導及び援助等について修得するとともに、幼児児童生徒等の危険回避能力の育成に努める。
- ③ 「危機管理マニュアル検討委員会」を設置し、必要に応じて見直し作成を行う。その際、点検→改善→計画→実行と活用し改善に努める。(検討委員のメンバーに保護者や地域の関係者等を加えることが望ましい)
※防災教育におけるマネージメントサイクルでは、I-CAPDが有効的である。(I:イメージ I-CAPD(何が起こる? - 何が問題? - 話し合い - 対策 - 実行) サイクルによる実施計画を作成。

(4) 交通安全教育の充実を図る

交通安全教育に関しては、生徒自身が安全な行動をとれるように、関連教科、特別の教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動等において、発達の段階を考慮して、指導に努める。

(5) 河川・海浜等における事故防止の充実を図る

- ① 「危機管理マニュアル」を効果的に活用し、水難事故防止教室や校内研修等を通して、幼児児童生徒の危険回避能力の育成と教職員の資質向上(AED操作等を含む心肺蘇生法などの応急手当)に努める。
- ② 河川・海浜等の危険箇所の点検を実施し、水難事故等の未然防止対策に努める。

■関連資料■

◎『生きる力を育む学校での安全教育』	文部科学省	平成31年
◎『学校の危機管理マニュアル作成の手引き』	文部科学省	平成30年
◎『児童生徒等の安全確保対策危機管理マニュアル』	沖縄県教育委員会	平成25年
◎『生きる力を育む防災教育の展開』	文部科学省	平成25年
◎『学校における地震・津波災害等対策危機管理マニュアル』	沖縄県教育委員会	平成24年
◎『学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き』	文部科学省	平成24年

16 人権教育・平和教育の充実

(小・中学校)

— 生命の尊重や個人の尊厳及び平和を希求する心を育む —

人権教育及び平和教育は、生命の尊重と個人の尊厳を基盤に、人権を尊重する心、思いやりの心や寛容、自立心、自己抑制力、共生心などの豊かな心を育むとともに、我が国と郷土を愛し、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度の育成及び次世代に継承することを目指して行うことが重要である。

このため、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するために、学校においては、本県の歴史や地域の特性を考慮し、児童生徒の発達の段階に応じた人権教育や平和教育を教育計画に位置付け、学校の教育活動全体を通じて、組織的・計画的に推進する必要がある。

(1) 学校の教育活動全体を通じて人権教育・平和教育の充実を図る

- ① 各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の目標や内容との関連を明確にしながら、各教科等の年間指導計画に位置付けるとともに、人権教育月間や『慰霊の日』等に関する授業の充実を図るための平和教育月間等を位置づけ、人権教育及び平和教育を推進する。
- ② 平和教育や人権教育を推進するに当たっては、児童生徒の発達の段階を踏まえて、判断力や社会的経験を配慮する。

(2) 人権教育の指導の工夫・改善を図る

- ① 生徒や教職員の人権意識を高めるため、「人権を考える日」（月1回）等の取り組みを充実させる。
- ② 自他の人権を尊重する態度を培うため、家庭や地域、関係機関と連携し、ボランティア活動などの社会体験、高齢者や障害者等との交流などの体験活動の機会の充実に努める。

(3) 平和教育の指導の工夫・改善を図る

- ① 校長を中心として、全教職員が平和教育及び人権教育の指導に関する研修の機会を持ち、共通理解を図る。そのため、校内に推進組織を位置付けるなど全職員による指導体制の確立に努める。
- ② 戦争体験者が高齢化し語り手が減少する中、学校では外部講師等に頼らない平和教育の指導力の向上も必要である。そのため、経年研修や校内研修等において平和教育を位置付け、研鑽を深める。
- ③ 平和教育を充実させるため、学習指導要領の内容を踏まえ、児童生徒の発達の段階に応じた教材を開発するとともに、平和学習ポータルサイトを活用し、野外巡査や実地調査等の体験的な学習を行う。また、地域の人材を活用し、家庭や地域社会との連携を図り指導の充実に努める。

■関連資料■

- | | | |
|---|----------------------------|-------|
| ◎『平和学習ポータルサイト』 | 沖縄県教育委員会 | 平成28年 |
| ◎『学校現場で使える資料館活用術10のスキル』 | 沖縄県平和祈念資料館 | 平成27年 |
| ◎『人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕～指導等の在り方編～』 | 文部科学省 人権教育の指導方法等に関する調査研究会議 | 平成20年 |
| ◎『信頼される教職員をめざして－人権ガイドブック（改訂版）』 | 沖縄県教育委員会 | 平成19年 |

16 人権教育・平和教育の充実

(高等学校)

— 生命の尊重や個人の尊厳及び平和を希求する態度の育成 —

人権教育及び平和教育は、生命の尊重や個人の尊厳の考え方を、実生活の中に生かすことができるようになることが大切であり、学校教育においては、生命を尊重し、他者の立場を理解し、思いやりや寛容の精神を育成することが重要である。

このため、本県の歴史や地域の特性、生徒の発達の段階や各教科の特質に応じるとともに、『人権ガイドブック（改訂版）』等の基本的考え方と指導指針を踏まえ、学校の教育計画に位置付け、教育活動全体を通して、組織的・継続的に推進する必要がある。

(1) 指導体制の確立と各教科等との関連を図る

- ① 校長を中心として、全教職員が人権教育及び平和教育の指導に関する研修の機会を持ち、共通理解を図る。その際、特に生徒の実態に応じた適切な内容・取扱いなどを工夫する。そのため、校内に推進組織を位置付けるなど指導体制の確立に努める。
- ② 各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動の目標や内容と、人権教育及び平和教育に関わる内容との関係を明確にし、それぞれの有機的な関連を図る。

(2) 人権教育の指導の工夫・改善を図る

- ① 生徒や教職員の人権意識を高めるため、「人権を考える日」（月1回）の取り組みを充実させる。
- ② 自他の人権を尊重する態度を培うため、家庭や地域、関係機関と連携し、ボランティア活動などの社会体験、高齢者や障害者等との交流などの体験活動の機会の充実に努める。

(3) 平和教育の指導の工夫・改善を図る

- ① 具体的な素材を取扱う場合、世界の平和を希求するという視点に立って慎重に取扱うとともに、客観的な資料をもとに指導する。また、生徒に特定の見方や考え方を押しつけないよう指導の工夫・改善に努める。
- ② 平和教育を充実させるため、平和学習ポータルサイトを活用し、野外巡査や実地調査等の体験的な学習を行う。また、地域の人材を活用し、家庭や地域社会との連携を図り指導の充実に努める。

■関連資料■

◎『平和学習ポータルサイト』	沖縄県教育委員会	平成28年
◎『人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕～指導等の在り方編～		
文部科学省 人権教育の指導方法等に関する調査研究会議		平成20年
◎『高等学校における沖縄戦の指導案事例集』	沖縄県教育委員会	平成20年
◎『信頼される教職員をめざして－人権ガイドブック（改訂版）』	沖縄県教育委員会	平成19年
◎『同じ空の下、みんな生きている』	沖縄県教育委員会	平成15年
◎『沖縄における人権教育に関する学習教材・資料等の作成状況』	沖縄県教育委員会	
◎『子どもの人権を守るために』	沖縄県教育委員会	平成14年
◎『信頼に満ちた学校を－体罰によらない生徒指導の在り方－』	沖縄県教育委員会	平成13年
	沖縄県教育委員会	平成13年

16 人権教育・平和教育の充実 (特別支援学校)

— 生命の尊重や個人の尊厳及び平和を希求する心を育む —

人権教育及び平和教育は、国際社会の平和と共生の精神を養い、実生活の中に生かすことができるようになることが大切であり、学校教育においては、命の大切さや思いやりの心、善悪の判断や公共などの規範意識、自立心、美しいものに感動する豊かな感性を育む必要がある。

このため、学校においては、本県の歴史や地域の特性を考慮し、幼児児童生徒の発達の段階に応じた人権教育・平和教育を教育課程に位置づけ、教育活動全体を通して、組織的・継続的に推進する必要がある。

(1) 指導体制の確立と各教科等との関連を図る

- ① 校長を中心として、全教職員が人権教育及び平和教育の指導に関する研修の機会を持ち、共通理解を図る。その際、特に幼児児童生徒の実態に応じた適切な内容・取扱いなどを工夫する。そのため校内に推進組織を位置付けるなど指導体制の確立に努める。
- ② 各教科等、総合的な探求の学習の時間及び特別活動の目標や内容と、人権教育及び平和教育に関わる内容と有機的に関連付けながら年間指導計画を作成し、指導を行う。

(2) 人権教育の指導の工夫・改善を図る

- ① 幼児児童生徒や教職員の人権意識を高めるため、「人権を考える日」(月1回)の取組を充実させる。
- ② 自他の人権を尊重する態度を培うため、家庭や地域、関係機関と連携し、幼児児童生徒が自主的・主体的に学習する多様な体験学習や交流及び共同学習の推進に努める。
- ③ 学校は、人権教育に関する関係法令等について、教職員及び保護者、地域社会への理解啓発に積極的に努める。

(3) 平和教育の指導の工夫・改善を図る

- ① 具体的な素材を取扱う場合、世界の平和を希求するという視点に立って慎重に取扱うとともに、客観的な資料をもとに指導を行う。また、幼児児童生徒に特定の見方や考え方を押しつけないよう指導の工夫・改善に努める。
- ② 平和教育を充実させるため、平和学習ポータルサイトの活用や地域の人材を活用する等、幼児児童生徒の実態に合わせて指導内容や指導方法の工夫を図る。

■関連資料■

- | | | |
|---|----------|-------|
| ◎『平和学習ポータルサイト』 | 沖縄県教育委員会 | 平成28年 |
| ◎『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律について（通知）』
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/010/1318824.htm | | 平成24年 |
| ◎『沖縄県いじめ対応マニュアル』～改訂版～ | 沖縄県教育委員会 | 平成29年 |
| ◎『人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕』
文部科学省 人権教育の指導方法等に関する調査研究会議 | | 平成20年 |
| ◎『信頼される教職員をめざして－人権ガイドブック－（改訂版）』 | 沖縄県教育委員会 | 平成19年 |
| ◎『子どもの人権を守るために』 | 沖縄県教育委員会 | 平成14年 |
| ◎『平和教育関連施設マップ』 | 沖縄県教育委員会 | 平成27年 |

17 國際理解教育・外國語教育の推進 (小・中学校)

— 國際社会に対応できるコミュニケーションを図る資質・能力の育成 —

グローバル化が急速に進展する中で、広い視野を持ち、異なる文化を持った人々と共に協調して生きていく資質や能力を育成することが一層求められている。

小・中学校においては、小学校段階からの国際理解教育の充実を図り、コミュニケーションの手段としての外國語（英語）に慣れ親しませ、外國語（英語）を用いて、コミュニケーションを図る楽しさを体験させるなど、中学校外國語（英語）教育との円滑な接続と学びの連続性を踏まえたコミュニケーションを図る資質・能力を育成していく。

(1) 学校の教育活動全体を通じて国際理解教育の推進を図る

- ① 各教科等の目標や内容との関連を踏まえた全体計画を作成し、学校の教育活動全体を通じて国際理解教育に取組む。
- ② 国際理解教育においては異なる考え方や意見を受け入れるなど、相手を思いやる心の育成を重視し、それらを基盤とした取組を重視する。
- ③ 特別活動や総合的な学習の時間等において、地域の外国人の活用及び米人学校との交流やJICA沖縄国際センターによる国際理解事業等の活用により、自国や外国の文化に対する理解を深め、異なる文化を持つ人々と協調して生きていく態度などを育成する。

(2) 小学校における外國語活動と外國語科の充実を図る

- ① 外國語活動や外國語科の授業は、学習指導要領や地域、学校および児童の実態を踏まえた年間指導計画を基に、学級担任や小学校英語専科指導教員、外國語活動担当教諭が行い、ネイティブスピーカーなどを活用したチームティーチング等、指導方法を工夫する。
- ② 小学校高学年の教科としての外國語を充実させコミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成する。
- ③ 担任または小学校英語専科指導教員が中心となり外國語活動や外國語科の指導が展開できるよう、指導方法の研究や教材作成等に係る校内研修を行う。

(3) 中学校の外國語（英語）教育の充実を図る

- ① 小学校外國語活動や外國語科の内容及び方法について理解するとともに、外國語科の授業参観等を行うなど小学校との連携を図り、系統的な指導に生かす。
- ② 「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」、「書くこと」の4技能による実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能を身に付けさせる。
- ③ 国際化社会における英語の重要性と必要性を理解させるとともに、具体的な目標を立てさせることや外国人との交流会等を積極的に実施するなど、学習意欲を高める指導を行う。

(4) 帰国・外国人児童生徒教育の充実を図る

- ① 帰国・外国人児童生徒一人一人の実態を十分把握し、当該児童生徒が自信や誇りを持ち、学校生活において自己実現が図られるよう、組織的な支援・相談体制を整備する。
- ② 帰国・外国人児童生徒の特性を生かし、相互に啓発し合える環境づくりを行う。
- ③ 帰国・外国人児童生徒の生活背景、発達の段階などに応じた効果的な日本語指導や教科指導を工夫する。

■関連資料■

◎『小学校学習指導要領解説 外國語活動・外國語編』	文部科学省	平成29年
◎『中学校学習指導要領解説 外國語編』	文部科学省	平成29年
◎『評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料』 —中学校—	国立教育政策研究所	平成23年
◎『中学校学習指導要領解説 外國語編』	文部科学省	平成20年

17 國際理解教育・外國語教育の推進

(高等学校)

— 国際社会に対応できる国際理解教育・外國語教育の推進 —

急速に進展する国際社会の中で、地域特性と優位性を生かした国際交流拠点の沖縄を担う人材育成を図るため、自国の文化を尊重し異文化を理解する態度や国際協調の精神等を教育活動の中で育む必要がある。

このため、学校においては、コミュニケーション能力の育成を目指した国際理解教育や外國語教育を進めるとともに、地域の国際交流活動への参加や姉妹校交流等を図るなど、国際的な体験活動等の拡充に努める。

また、生徒の多様な実態に対応するため、カリキュラムや指導方法等の創意・工夫、教員の指導力の向上を図るとともに、外國語指導助手の活用を一層推進する。さらに、近隣アジア諸国の言語をはじめ、英語以外の多様な外國語教育についても重視する。

(1) 国際理解教育の推進を図る

- ① 広い視野から国際理解を深め、国際社会に生きる日本人としての自覚を高めるとともに、国際協調の精神を養うよう努める。
- ② 言語や文化に対する関心を高め、これらを尊重する態度を育てるとともに、豊かな心情を養うよう努める。
- ③ 諸外国や自国の生活や文化についての理解を深め、国際的な視野を広げ、公正な判断力を養うよう努める。
- ④ 地域、学校等における様々な国際交流事業や国際的体験活動等に参画する機会を推進し、外國語によるコミュニケーション能力の育成と多様な異文化に対する理解を深めるよう努める。

(2) 外國語教育の改善・充実を図る

- ① コミュニケーション能力の育成を重視した外國語教育を一層推進するため、「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の総合的な英語力の向上に努める。
- ② 学習指導要領に基づいて、学校や地域の実態に応じた教育実践の取組を強化する。
- ③ 生徒の多様な実態やニーズに対応するため、指導方法の一層の改善・充実、教員の指導力の向上を図り、生徒の興味・関心、進路希望等に応じた具体的なアクションプランを積極的に作成する。
- ④ 外國語指導助手等の活用をさらに図り、英語以外の外國語教育の推進にも積極的に努める。
- ⑤ 小学校、中学校、高等学校と連続性のある英語教育を推進し、英語立県沖縄推進戦略事業の充実を図る。

■関連資料■

- | | | |
|--|-----------|-------|
| ◎『高等学校学習指導要領』(第8節 外國語) | 文部科学省 | 平成30年 |
| ◎『各中・高等学校の外國語教育における「CAN-DOリスト」の形での学習到達目標設定のための手引き』 | 文部科学省 | 平成25年 |
| ◎『評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料』
(高等学校 外國語) | 国立教育政策研究所 | 平成24年 |
| ◎『言語活動の充実に関する指導事例集』(高等学校版) | 文部科学省 | 平成24年 |

17 國際理解教育・外國語教育の推進 (特別支援学校)

— 國際社会に対応できる國際理解教育・外國語教育の推進 —

国際化の進展に伴い、我が国と諸外国とのかかわり合いはますます深まっている。このような状況に対応して、国際社会の中で活躍しうる多様な人材の育成が求められている。

このため、学校においては、児童生徒の実態に合わせて基礎的・実践的コミュニケーション能力の育成を目指した国際理解教育や、外國語教育を進めるとともに、自国及び郷土の文化、伝統に対する理解を深め、世界の文化や歴史に対する関心を高めることが大切である。

(1) 國際理解教育の推進を図る

- ① 國際理解教育の推進に当たっては、各学校の児童生徒の実態により各教科や小学部における外國語活動の授業、道徳科、特別活動及び総合的な学習（探求）の時間とそれぞれの年間指導計画に位置付ける。
- ② 地域、学校等における様々な国際交流事業等への参加を通して諸外国や自国の生活や言語、文化についての関心を高め、これらを尊重する態度を育てるとともに豊かな心情を養うよう努める。

(2) 外國語によるコミュニケーション能力の育成を図る

- ① 「聞くこと、話すこと」の指導を重視し、外國語指導助手（ALT）等の積極的な活用や教育支援機器等の効果的な利用に努める。
- ② 外國語を使う場面を設定し、実際のコミュニケーションを行うにふさわしい学習環境をつくり出すことに努める。

(3) 帰国・外国人児童生徒教育の充実を図る

- ① 帰国児童生徒・外国人児童生徒一人一人の実態を的確に把握し、当該児童生徒が自信や誇りを持って、学校生活において自己実現が図られるよう指導・援助に努める。
- ② 帰国児童生徒・外国人児童生徒の特性を生かし、相互に啓発し合う環境づくりに努める。

■関連資料■

- | | | |
|---------------------------------|-------|-------|
| ◎『特別支援学校学習指導要領解説総則編(幼稚部・小・中学部)』 | 文部科学省 | 平成30年 |
| ◎『小学校学習指導要領解説 外國語活動編』 | 文部科学省 | 平成29年 |
| ◎『小学校学習指導要領解説 外國語編』 | 文部科学省 | 平成29年 |
| ◎『中学校学習指導要領解説 外國語編』 | 文部科学省 | 平成29年 |
| ◎『高等学校学習指導要領』(第8節外國語) | 文部科学省 | 平成21年 |
| ◎『特別支援学校高等部学習指導要領』 | 文部科学省 | 平成31年 |

18 情報教育の充実

(小・中学校)

— 情報活用能力の育成と情報モラル指導の充実 —

高度情報通信ネットワーク社会においては、児童生徒がコンピュータやインターネットを活用し情報化社会に主体的に対応できる「情報活用能力」の育成と情報モラルに関する指導の充実が重要である。

このため、学校においては、ICTの活用や情報モラルの指導のための校内研修を充実させ、児童生徒の情報を適切に活用する基礎的な能力等を系統的に育成する。また、市町村教育委員会と連携しICT環境整備を推進する。

(1) 学校教育全体を通した情報教育の取組の充実を図る

- ① 情報化推進リーダーを校務分掌に位置付け、校内教育情報化推進委員会の機能化を図り、校内情報化推進計画の見直しなど、ICT環境整備を一層推進する。
- ② ICT活用指導力の向上を図るため、情報教育に係る校内研修を充実させるとともに、県立総合教育センター等での研修に積極的に参加する。
- ③ 情報モラル教育については、情報教育の年間指導計画に位置付け、各学校の実態や児童生徒の発達段階に応じた指導計画を作成し、系統的に指導する。

(2) 指導内容や指導方法の取組の充実を図る

- ① 情報活用能力を育成するため、児童生徒に身に付けさせたい資質・能力の3つの柱に沿って達成目標（発達の段階に応じた目標等）を設定する。
- ② ICT機器を活用し、児童生徒の学習に対する関心・意欲を高めたり理解を深めたりするなど、「問い合わせ」が生まれる授業に向けた指導方法の工夫・改善の取組を充実させる。

(3) 各教科等の特質に応じた学習活動の計画的な実施（小学校）

- ① 児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動を計画的に実施する。
- ② 児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を計画的に実施する。

(4) 情報モラル指導や情報安全管理の取組の充実を図る

- ① 有害情報やメール・掲示板上での誹謗・中傷など、情報化の「負」の側面への対応や個人情報の保護等について教職員自ら理解を深め、情報モラルに関する指導を行う。
- ② インターネットや携帯電話を介した事件事故を防止するため、ネット社会に潜む危険性に気付かせるとともに、不適切な情報に的確に対処できる判断力や危険を回避する態度を育成する。

(5) 情報通信ネットワークや教育用コンテンツ活用の取組の充実を図る

- ① 校内LAN等を利用し、教材等の教育情報の共有化を図り、授業改善を推進する。
- ② NITS（独立行政法人教職員支援機構）や教育情報共有システム（IT教育総合案内サイト）等にある教育用コンテンツ（デジタル教材や教育実践事例等）の活用を図るための校内研修を実施する。

■関連資料■

◎『小学校プログラミング教育の手引き（第二版）』	文部科学省	平成30年
◎『小学校学習指導要領（平成29年告示）』	文部科学省	平成29年
◎『沖縄県教育情報化推進計画』（平成29年～平成33年）	沖縄県教育委員会	平成29年
◎【改訂版】ネット被害防止ガイドライン』	沖縄県教育委員会	平成27年
◎『教育の情報化に関する手引き』	文部科学省	平成22年
◎『学校における個人情報方針及び危機管理の策定について』	沖縄県教育委員会	平成18年
◎『IT安全管理マニュアル』	沖縄県教育委員会	平成15年

18 情報教育の充実

(高等学校)

— 学習の基盤となる資質・能力である情報活用能力の育成 —

将来の予測が難しい社会において、情報を主体的に捉えながら、何が重要なかを主体的に考え、見いだした情報を活用しながら他者と協議し、新たな価値の創造に挑んでいくためには、情報活用能力（情報モラルを含む）の育成が重要となる。また、各教科等の目標を達成するために教科指導における効果的なICT活用を促進する。

(1) 情報教育の体系的な推進を図る

- ① 高等学校段階に期待される「情報活用能力」の育成を目指し、学校全体としての体系的な情報教育を推進する。
- ② 学校や生徒の実態等に応じたカリキュラムを編成し、情報教育の内容の充実に努める。
- ③ 教育用コンピュータや周辺機器、ソフトウェアや情報通信ネットワークの整備に努める。
- ④ 教員の情報活用能力を育成するため、各種の教員研修への参加促進、県立総合教育センターでのICTを活用した効果的な指導方法や情報モラル・情報セキュリティの研修、校内研修の充実を図る。
- ⑤ 学校支援体制として、県立総合教育センターの有効活用を図る。

(2) 教科指導におけるICT活用の促進を図る

- ① 各教科・科目等の指導に当たっては、生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるように学習活動の充実に努めるとともに、あらゆる機会を通して情報活用能力の育成を図るため、計画的に生徒のICT活用を促進する。
- ② 教員あるいは生徒がICTを活用して学ぶ場面を効果的に授業に取り入れることにより、生徒の学習に対する意欲や興味・関心を高め、「わかる授業」の実践に努める。
- ③ 基礎的・基本的な知識・技能の習得及びそれらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成するために、各教科の学習活動においてICTを適切かつ実践的、主体的に活用する。
- ④ 情報通信ネットワークを活用し、学校間及び学校と家庭や地域社会との連携等を図るとともに、交流、協働学習などを通した特色ある教育活動の展開に努める。

(3) 情報モラル教育の充実に努める

- ① 学校教育において、情報モラル教育に体系的に取り組む。
- ② 教員が、情報や情報技術の特性についての理解に基づいて、関連する法令の知識や問題が起きた場合の対処について学び、教員間でそれらの情報の共有に努めることで、情報モラル教育を充実させる。
- ③ 情報モラル教育において、家庭や地域との連携を図るために、校内での組織・体制づくりを促進する。

■関連資料■

◎『高等学校学習指導要領解説』(総則編)	文部科学省	平成30年
◎『沖縄県教育情報化基本計画』(改訂版)	沖縄県教育委員会	平成29年
◎『沖縄県教育情報化推進計画』	沖縄県教育委員会	平成29年

18 情報教育の充実

(特別支援学校)

— コンピュータ等の支援機器の活用 —

特別支援学校においてコンピュータ等の情報機器やインターネットは、障害を補う手段としての利用、楽しく効果的な教材教具としての利用、社会参加の手立てとしての利用があり、必要不可欠なものとなっている。

このため、学校においては、児童生徒の障害の状態に合わせた情報通信技術（ICT）の活用を推進し、学習の効果を高めるとともに、自立と社会参加に向けた児童生徒の情報活用能力を育成する必要がある。

(1) 情報通信技術（ICT）の活用を図る

- ① 自立活動、教科等の学習をはじめとするすべての学習で、児童生徒が障害の状態を改善・克服し自己実現をめざすために、障害に応じた支援機器の活用を工夫する。
- ② 児童生徒の学習に興味関心を喚起し、「わかる授業」を実現するための情報通信技術の活用を工夫する。
- ③ 情報社会への個に応じた参加により、自立・参加の基盤となる「生きる力」が培われるよう工夫する。

(2) 児童生徒の情報活用能力の育成を図る

- ① 個に応じた情報通信技術の活用方法を工夫し、活用にむけた環境を整備する。
- ② 児童生徒の発達の状況や障害の状態に応じて、一人一人の教育的ニーズを把握した指導計画を立案する。
- ③ 自立活動、各教科等の学習及び体験を通した学習とも関連した指導を工夫する。
- ④ 教科「情報」及び総合的な学習の時間などにおいて情報教育を展開していく際には、障害の特性や社会経験等を考慮して、情報通信技術が適切に活用されるよう工夫する。

(3) 教師の情報活用能力を高める

- ① 校内研修の充実に努めるとともに、県立総合教育センター等と連携を図り、児童生徒の実態に即した教材の開発、活用及び情報通信技術環境の充実に努める。
- ② 教員がネットワークの特性及びウェブサイトの危険性を知るとともに、関連する法令の知識や問題が起きた場合の対処について学び、職員間でそれらの情報の共有に努めることで、情報モラル教育を充実させる。
- ③ 情報モラル教育において、家庭や地域との連携を図るために、校内での組織・体制づくりを促進する。

■関連資料■

◎『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編』文部科学省 (幼稚部、小学部、中学部)	平成30年
◎『特別支援学校 小学部・中学部学習指導要領』文部科学省	平成29年
◎『沖縄県教育情報化推進計画』沖縄県教育委員会	平成29年
◎『沖縄県教育情報化基本計画』(改訂版) 沖縄県教育委員会	平成29年
◎『教育の情報化ビジョン』文部科学省	平成23年
◎『教育の情報化の手引き』文部科学省	平成22年
◎『特別支援学校高等部学習指導要領』文部科学省	平成31年

19 環境教育の充実

(小・中学校)

— 地球環境の保全やよりよい環境の創造のために、主体的に行動する資質、能力の育成 —

学校教育における環境教育では、環境教育のねらいである「持続可能な社会づくりに貢献する人材の育成」を踏まえ、地球的視野で環境を大切にし、地球環境の保全やよりよい環境の創造のために、「自ら課題を見付け、学び、考え、主体的に判断し、行動し、問題を解決する資質や能力」を向上させ、生きる力の育成と結び付けていく必要がある。

そのために、地域の身近な問題に目を向ける内容で構成し、身近な場における環境保全活動から始め、地域社会等における取組へと発展させるためにも、地域社会との連携を図ることが重要である。

(1) 学校の教育活動全体を通した環境教育の実施を図る

- ① 各学校の児童生徒や地域の実態を踏まえ、身に付けさせたい力を明確にし、学年に応じた特色を付けたり重点化を図ったりするなどした学校独自の全体計画を作成する。
- ② 各教科、道徳科、特別活動の目標及び総合的な学習の時間のねらいとの関連を明確にした年間指導計画を作成する。
- ③ 児童会・生徒会活動等の活動計画に当たっては、児童生徒が身近な環境問題について考える場を設定し、主体的に取り組めるよう、主に環境保全に関する内容を位置付ける。
- ④ 日常的な取組を継続させるとともに、世界環境デー(6月5日)等を生かした取組を展開する。
- ⑤ 環境教育のねらいを踏まえ、全職員の共通理解のもと、学校の教育活動全体を通して地域の特色を生かした環境教育の充実を図る。

(2) 環境に関する指導内容や指導方法を工夫する

- ① 各教科等における環境に係る内容との関連を図るとともに、身近な素材や題材を扱う体験的な学習や問題解決的な学習を重視する。
- ② 小学校の低・中学年においては、身近な環境の自然や文化により多く触れる機会を通して、自然の美しさや大切さなどに気付かせるようにする。
- ③ 小学校の高学年や中学校においては、環境問題に関する具体的な事象を通して、様々な課題を地球的規模で考え、「今、私ができること」など自らの問題としてとらえさせるようにする。

(3) 家庭・地域社会との連携を図る

- ① 地域の環境や環境問題等を把握し、児童生徒の発達の段階に即した地域素材の教材化を図る。
- ② 地域で行われる自然探索やクリーン活動、3R（リデュース・リユース・リサイクル）運動等への参加を促すなど、実生活との関連を重視した環境教育の充実に努める。
- ③ 地域の人材や企業、消費者センター、リサイクル施設などの環境学習施設等の活用を図る。

■関連資料■

◎『環境教育指導資料（中学校編）』	国立教育政策研究所	平成28年
◎『環境教育指導資料（幼稚園・小学校編）』	国立教育政策研究所	平成26年
◎『沖縄県環境教育等推進行動計画』	沖縄県環境部	平成26年
◎『小学生のためのおきなわ環境読本』	沖縄県環境生活部	平成23年
◎『沖縄県環境教育プログラム（中学校編）』	沖縄県環境生活部	平成17年
◎『沖縄県環境教育プログラム（小学校編）』	沖縄県環境生活部	平成16年

19 環境教育の充実

(高等学校)

— 環境問題解決の能力及び環境保全に参加する態度の育成 —

生徒一人一人が本県の豊かな自然や環境に关心をもち、持続可能な社会を実現するための環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境問題解決能力及び環境保全に参加する意欲、態度を育成することが重要である。

このため、学校においては、環境教育の推進について全教員の共通理解を図り、生徒の発達の段階に応じ、学校の教育活動全体を通して、総合的、組織的、継続的かつ実践的な環境教育の充実を図る必要がある。

(1) 環境教育の指導体制の確立を図る

- ① 環境教育は学校の教育活動全体を通して、各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の有機的な関連を図り、学校や家庭等様々な場で、生徒、保護者、地域住民、関係機関等が主体的に関わり、地域づくり、社会貢献活動等の取組を総合的に推進する。
- ② 学校内に環境教育推進委員会の設置を推奨し、地域や学校の実態に応じた年間指導計画の作成や組織的、継続的かつ実践的な指導体制の確立を推進する。
- ③ 沖縄県高校生グリーンデーや世界環境デー等における各学校の取組を推進する。

(2) 環境保全活動に参加する態度や問題解決に資する能力の育成を図る

- ① 野外学習や自然体験学習等の豊かな体験活動を行い、本県特有の自然環境や気候、動・植物等に关心を持たせ、環境保全活動に関する意識の高揚を図る。
- ② 指導内容や方法を工夫して、身近な環境に关心をもち、意欲的に問題解決を図るとともに、環境保全のために人間性と科学性に立脚して主体的に行動し対応する態度の育成を図る。
- ③ 環境教育研究推進校やモデル校等の研究活動を充実させ、生徒が身近な自然環境やゴミ問題等の社会環境について理解を深め、持続可能な社会の実現に向けて取り組む資質、能力を育成する。

(3) 環境教育指導資料の活用及び各種環境教育関連の研修会への参加の促進を図る

- ① 県教育委員会や文部科学省が作成した指導資料、その他関係機関の諸資料を活用し、生徒の発達段階に応じて、総合的、組織的、継続的に環境教育の充実を図る。
- ② 文部科学省、県教育委員会、県立総合教育センター、県環境部等の実施する環境教育関連の各種研修会へ積極的に参加し、環境教育に関する実践的な指導力の向上を図る。
- ③ 環境関連のNPO法人等による出前講座の利用を促進する。

■関連資料■

◎『文部科学省 科学技術白書』	文部科学省	平成30年
◎ 沖縄県環境教育等推進行動計画	沖縄県	平成26年
◎『今後の環境教育・普及啓発の在り方を考える検討チーム 〈報告書〉』	環境省	平成23年
◎『高等学校学習指導要領』	文部科学省	平成30年
◎『未来をつくる学びをはじめよう 地域からまなぶ・つなぐ39のヒント』	環境省	平成21年
◎『環境教育指導資料』(中学校・高等学校編)	文部省	平成3年

19 環境教育の充実

(特別支援学校)

— 身近な環境に目を向け、それを保護・改善していく意欲・態度の育成 —

人間と環境とのかかわりについて理解を深め、環境に配慮した生活や行動がとれるようにすることは重要なことである。

このため、学校においては、幼児児童生徒の発達の段階に応じ、学校の教育活動全体を通して実践的な環境教育の推進に努めることが必要である。

(1) 環境教育・環境学習とは

『持続可能な社会』の実現のため、「体験を通じて、自ら考え、調べ、学び、そして行動する」というプロセスを重視した教育・学習

沖縄県環境教育プログラム(小学校編)より抜粋

(2) 学校の教育活動全体を通して実践的に推進する

- ① 環境教育の基本的な考え方を明確にし、全職員の共通理解を図り、指導体制を確立する。
- ② 各教科、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間と環境教育との関連を見直し、環境教育に関する内容を明確にして、それぞれの年間指導計画に位置付ける。
- ③ 自然体験活動や植樹活動、環境に関わる意見発表会等を学校行事の時間に位置付けて総合的な学習を行う。
- ④ 幼児児童生徒が身近な環境問題に主体的に取り組めるように、特別活動等の計画に環境保全に関する内容を位置付ける。

(3) 発達等に応じて指導内容や指導方法を工夫する

- ① 幼稚部においては、身近な自然（環境）に直に触れることを通して自然に親しみ、自然の様々な事象に興味・関心をもたせる。
- ② 小学部においては、身近な自然や社会環境に触れる機会を多く取り入れ、環境に対する理解を深める。
- ③ 中学部や高等部においては、環境問題等を具体的な事象を通して、理解させるとともに、事象の相互関係の理解や問題解決の能力、環境保全に寄与する意欲や態度を育てる。

(4) 家庭・地域社会との連携を図る

- ① 地域で行われるクリーン活動、3R(リデュース、リユース、リサイクル)運動等への参加を促すなど、実生活との関連を重視した環境教育の充実に努める。
- ② 地域の人材や地域の企業、消費者センター、リサイクル施設などの環境学習施設等の活用を図る。

■関連資料■

◎『環境教育指導資料(幼稚園 小学校編)』	国立教育政策研究所	平成26年
◎『沖縄県環境教育等推進行動計画』	沖縄県環境部	平成26年
◎『沖縄県環境教育プログラム(高等学校・環境団体編)』	沖縄県	平成18年
◎『沖縄県環境教育プログラム(中学校編)』	沖縄県	平成17年
◎『沖縄県環境教育プログラム(小学校編)』	沖縄県	平成16年
◎『うちなーのかんきょう』	沖縄県	平成11年

20 へき地教育の充実

(小・中学校)

— 少人数の特性を生かした学習指導、合同・集合・交流学習の推進 —

へき地教育では、へき地の特性である「へき地性」「小規模性」「複式形態」を生かし、地域に根ざした創意ある教育課程を編成・実施し、主体的で創造性豊かな児童生徒の育成に取り組む必要がある。

このため、へき地の学校においては、少人数・複式学級における学習指導の深化・充実を図るとともに、合同学習、集合学習、交流学習を積極的に推進し、児童生徒の自主性・社会性を育むことが必要である。

(1) へき地の特性を生かした体験的な学習の充実を図る

- ① 地域の特性を生かし、児童生徒一人一人の実態に応じた体験的な学習を実施する。
- ② 地域のよさを知るとともに、地域に誇りと愛着のもてる地域の文化、環境、歴史についての体験活動を取り入れた学習の工夫改善に取組む。
- ③ 地域と一体となった勤労体験的活動や社会体験活動を推進するため、「人材リスト」を作成するなど地域の人材を積極的に活用する。

(2) 少人数・複式学級における学習指導の改善・充実を図る

- ① 地域や学校の特性を生かし、地域に根ざした教育課程を編成するとともに、児童生徒一人一人の個性や能力に応じた指導方法・指導体制の改善・充実に取組む。
- ② 少人数・複式指導における授業研究を行うとともに、それらについての成果を全職員で共有する。
- ③ ICT の活用を促進し、児童生徒が多く学習情報に接する機会を増やすとともに、情報発信の機会を設定することで、情報活用能力や発表力を育成する。
- ④ 県立総合教育センターのへき地教育に関する実践の事例資料や、「へき地・複式学級設置校赴任前基礎講座」、夏季短期研修の「小規模・複式学級担任講座」、移動教育センター講座等を活用し、指導方法の工夫・改善に取組む。
- ⑤ 複式学級においては、当該児童生徒に、未履修事項が生じないよう、適切な教育課程を編成する。

(3) 合同学習、集合学習、交流学習等を積極的に展開する

- ① 音楽や体育等における合同学習、近隣の小規模校同士の集合学習を実施し、集団での学習の充実に取組む。
- ② 修学旅行や校外学習の機会等を利用して、他市町村や平地校との交流学習を積極的に実施し、児童生徒の自主性、社会性や発表力の育成に取組む。
- ③ 近隣の幼・小・中学校と日常的に情報交換や意見交換を行うとともに、授業交流、合同授業研修会等を強化し、実践研究の充実に取組む。

■関連資料■

◎『へき地・複式・小規模学校の実践事例集』	全国へき地教育研究連盟	平成30年度版
◎『調査研究報告書』	沖縄県立総合教育センター	平成26・27年度
◎『複式学級担任ハンドブック』	沖縄県立総合教育センター	平成19年
◎『へき地・複式学習実践資料』(第1集～第12集)	沖縄県立総合教育センター	平成10～21年

21 総合学科の充実

(高等学校)

— 自己の進路への自覚を高める学習の推進 —

総合学科では、普通科目及び専門科目を幅広く開設し、生徒が自己の興味・関心に基づき主体的に履修科目を選択することにより、将来の職業選択を視野に入れた自己の進路への自覚を深める学習、学ぶことの楽しさや成就感を体験できる学習が重要となる。

また、総合学科は、普通科及び専門学科と並ぶ第3の学科として積極的導入が図られ、高等学校教育改革の主軸をなすものであり、実施運営上の諸課題の解決についての実践的研究体制を一層推進する必要がある。

(1) 総合学科の管理システムの整備と運営の充実を図る

- ① 多様な生徒の実態や特性に合わせた教育課程の改善、充実に努める。
- ② 生徒の履修についてのチェック機能を強化する。
- ③ 総合学科の趣旨、内容、特色など、地域社会や中学校等への広報活動を積極的に行う。
- ④ 総合学科の趣旨に沿った施設・設備の整備・充実を図る。

(2) 多様な進路目的を持った生徒の指導体制の確立を図る

- ① 将来の職業選択を視野にいれたキャリアガイダンス体制の充実・強化を図る。
- ② 進路に応じた科目選択の指導のために「シラバス」を作成し、「科目ガイダンス」を充実・強化する。
- ③ 「産業社会と人間」の指導に当たっては、勤労や職業に関する実際の体験を通して生徒が産業社会や職業生活について現実的、具体的に理解できるよう配慮する。
- ④ 企業や上級学校等と連携し、就職希望者・進学希望者の双方を視野に入れた進路指導に努める。

(3) 指導の工夫・研究の推進を図る

- ① 個別学習やグループ活動を活用した授業、特定の学期又は期間における集中的な授業、社会人講師による授業など、指導方法の工夫・改善に努める。
- ② 高等学校間の連携、専修学校や技能審査における学習成果の単位認定の活用等、自校では活用されない分野への学習機会の拡大を推進する。
- ③ 地域や関連機関との連携強化によるインターンシップ等、キャリア教育の指導体制の充実に努める。

■関連資料■

- ◎『高等学校教育の改革に関する推進状況』
(総合学科設置状況)
47都道府県 6 市375校
- 文部科学省 平成28年
- ◎『高等学校学習指導要領解説 総則編』
第3節 3 総合学科における各教科、科目の履修等
- 文部科学省 平成21年

22 職業教育の充実

(高等学校)

— 社会を支え産業の発展を担う職業人の育成 —

職業に関する各教科では、専門教育を通して関連する職業に従事する上で必要な資質・能力を育み、社会や産業を支える人材を輩出している。しかしながら、科学技術の進展、グローバル化、産業構造の変化に伴い、必要とされる専門的な知識・技術も変化するとともに高度化しているため、これらへの対応が、さらに必要である。また、専門的な知識・技術の定着や多様な課題に対応できる課題解決能力をこれまで以上に育成することが重要であり、地域や産業界との連携のもと、実践的な学習活動をより一層充実させていくことが求められる。

(1) 次代を担う人材の育成を図る

職業に関する各教科の「見方・考え方」を働かせた実践的・体験的な学習活動を通して、社会を支え産業の発展を担う職業人として必要な資質・能力を育成する

- ① 各職業分野について（社会的意義や役割を含め）体系的・系統的に理解させるとともに、関連する技術を習得させる。
- ② 各職業分野に関する課題（持続可能な社会の構築、グローバル化・少子高齢化への対応等）を見出し、職業人としての倫理観をもって合理的かつ創造的に解決する力を育成する。
- ③ 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、産業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を育成する。

(2) 職業教育に関して配慮すべき事項

- ① 各教科・科目については、実験・実習に配当する授業時数を十分確保する。
- ② 生徒の実態を考慮し、職業に関する各教科・科目の履修を容易にするため特別な配慮が必要な場合には、基礎的・基本的な事項が確実に身に付くように取扱い、主として実験・実習によって指導するなど工夫する。
- ③ 就業体験については、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、地域や産業界等との連携を図り積極的に実施する。
- ④ 農業、水産及び家庭に関する各教科・科目の指導に当たっては、ホームプロジェクト並びに学校家庭クラブ及び学校農業クラブなどの活動を活用して、学習の効果を高めるように努める。
- ⑤ 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全衛生管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意する。

(3) 指導計画の作成と指導方法の工夫・改善を図る

- ① 各教科・科目等について相互の連携を図り、体系的、系統的な指導ができるようにする。
- ② 各教科・科目の指導内容については、各事項のまとめ方及び重点の置き方に留意し、効果的な指導ができるようとする。
- ③ 各教科・科目の指導に当たっては、学校や生徒の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度等に応じた弾力的な学級の編制など指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図る。
- ④ 評価に際しては、知識や技能のみの評定に偏ることがないよう、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に取り組む態度」の3つの観点による評価を十分に踏まえながら客觀性、信頼性のある評定が行えるよう、評価方法の工夫改善を行う。

■関連資料■

◎ 『高等学校学習指導要領解説総則編』

文部科学省

平成30年

23 定時制・通信制教育の充実

(高等学校)

— 生徒一人一人の生きる力を育む定通教育 —

生徒一人一人の学習ニーズに応じた教育の機会を提供するためには、生徒の多様化や学校の実態等に配慮し、ゆとりある教育活動の中で各学校が創意工夫し、二学期制、単位制による特色ある定時制・通信制教育の充実を図ることが必要である。

(1) 学習内容と指導の工夫・改善に努める

- ① 生徒の興味・関心を考慮し、学習意欲を喚起するための教材の開発を行い、学習指導の工夫・改善に努める。
- ② 個性の伸長と自立を図るため、基礎的・基本的事項を定着させるとともに、生きて働く知識や技術を身に付け、活用できる態度を育てる。
- ③ 生徒の学習ニーズに応えるため、履修の弾力化を推進し、単位取得のためのガイダンスを強化し、高等学校卒業程度認定試験、実務代替、技能審査、学校外学修の単位認定等諸制度の活用を推進する。

(2) 修学指導の強化を図る

- ① 魅力ある学校行事を積極的に企画・実施し、充実した定通教育を推進する。
- ② 生徒の就業を積極的に奨めるとともに、修学への支援体制の強化に努める。
- ③ 適切な修学時間と通学時間の確保に努めるため、雇用主との連携を密にする。
- ④ 長期欠席、休学及び中途退学について、その要因を明らかにし改善に努める。
- ⑤ 生徒や学校の実態に応じ、必要がある場合には、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るようにする。

(3) 生徒指導の強化を図る

- ① 学業と就業の両立を図り、基本的な生活習慣の確立に努める。
- ② 生徒との対話を深めるとともに、生徒理解に努める。

(4) 課題解決へ向けた取組の強化に努める

- ① 生徒の実態に応じた教科・科目の設定等、教育課程編成の工夫・改善に努める。
- ② 長期欠席生、休学生に対する就学指導を徹底するとともに、未登録者の防止を図る。
- ③ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習指導の改善に努める。

■関連資料■

- ◎『高等学校学習指導要領解説 総則編』
◎『高等学校学習指導要領解説 総則編』

文部科学省
文部科学省

平成30年
平成21年

24 学校間連携の推進

(高等学校)

— 履修機会の拡大による教育の一層の弾力化 —

今日の多様な生徒の能力・適性、興味・関心、進路等に対応するため、各学校において多様な選択科目の開設を推進することが求められている。

このため、生徒の実態に応じて、生徒の履修の機会を拡大し、高等学校の教育課程の一層の弾力化を図るとともに、学校間連携のもとに行われる他校での教科・科目の履修を自校の教科・科目の単位として認定する学校間連携を推進する必要がある。また、中学校と高等学校との連携による中高一貫教育の推進、生徒が大学で授業を受講したり、大学の研究者が高等学校で授業を行うなど、高校と大学との連携教育の推進と充実を図る必要がある。

(1) 学校間連携の推進を図る

- ① 連携実施校は「学校間連携協議会」を設置し、「連携協定書」を作成し、その円滑な実施を図る。
- ② 連携科目の拡充を図る。
- ③ 連携実施校及び連携協力校はそれぞれの学校に「学校間連携推進委員会」を設置し、学校間連携の趣旨を踏まえた教育課程、単位の認定の方法等効果的な運用を図る。

(2) 中高一貫教育の推進を図る

- ① 安定した環境の中で、特色ある教育活動を開催し、確かな学力の育成を図る。
- ② 自ら将来の選択と計画ができる生徒の育成と、個に応じた進路指導の充実を図る。
- ③ 6年間にわたり生徒を把握することを生かし、継続した指導を開催する中で、個性や才能の伸長を図る。
- ④ 地域に根ざした体験活動、地域人材を生かした歴史・文化・芸能の継承活動をする中で、豊かな人間性の育成を図る。

(3) 高校と大学との連携教育の推進及び充実を図る

- ① スーパーサイエンスハイスクール(SSH)事業への応募を積極的に推進する。
- ② 琉球大学と県教育委員会が相互に連携してそれぞれの教育活動の活性化を図るために、教育課程等教育内容に関する協定書を平成15年3月に締結し、平成15年度後学期から実施している琉球大学における公開授業、公開講座及び出前講座への参加の推進を図る。

■関連資料■

◎『沖縄県立高等学校教育課程編成の基準・教育課程編成の手引き』

沖縄県教育委員会

平成23年

25 子供の貧困対策の推進 (小・中・高等・特別支援学校)

— 教育の機会均等を図るための子供の貧困対策の推進 —

子供の貧困は、単に経済的な困難だけでなく、子供の生活の様々な面で不利な条件が蓄積され、子供の心身の成長に影響を及ぼすほか、次世代に引き継がれることが問題とされているため、貧困の世代間連鎖を断ち切り、未来の沖縄を担う人材育成策として取り組むことが重要である。

また、保護者の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受け、能力・可能性を伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることが、一人一人の豊かな人生の実現に加え、潤いと活力をもたらす沖縄らしい優しい社会の実現にもつながるものである。

子供の貧困対策を推進するに当たっては、支援を必要とする子供とその家庭の実情の理解に努め、全ての子供が最低限享受すべき生活・教育の機会を権利として保障する観点から、子供のライフステージに即して切れ目なく、また、個々の子供が抱える問題状況に対応した総合的な施策を実施する必要がある。

(1) 学校教育による自己肯定感を育む支援と学力の保障

- ① 児童生徒の自己肯定感を育むためには、教師と児童生徒の信頼関係や児童生徒相互の温かい人間関係を築き、子供同士が自分の考えや思い等を安心して表現できる支持的風土のある学級が必要である。そのために、生徒指導の三つのポイントを生かした授業、学びに向かう集団づくりを進める学級活動及び児童会・生徒会活動の取組を推進する。
- ② 全ての児童生徒の学力を保障し、社会的な自立に向けた指導が行われるよう、質の高い授業実践と、個々の児童生徒にきめ細かな指導を行う。

(2) 学校を窓口とした福祉関連機関との連携

- ① 全ての子供が集う場である学校をプラットフォームとして、子供たちが置かれている成育環境にかかわらず教育を受けられるよう、学校における相談・指導体制の強化を図るとともに、教育・福祉関係機関、民間団体との協働による支援体制の構築を推進する。
- ② 子供のライフステージに応じて、支援を必要とする子供や子育て家庭につながり、適切な支援機関等へつなげるSSW(スクールソーシャルワーカー)、子SW(子供ソーシャルワーカー)等の活用を図る。
- ③ 支援が必要な家庭・児童生徒を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、教職員の気づきを高め、共有する支援体制の構築を図る。

(3) 経済的支援へのつなぎ

- ① 義務教育の段階においては、援助を必要とする児童生徒に支援が行き届くよう、保護者等に対する就学援助制度の周知に努める。
- ② 高等学校等の段階においては、高等学校等就学支援金や高等学校等奨学のための給付金事業の周知を図り、給付型奨学金の活用を促すよう努める。

■関連資料■

◎『子供の貧困対策に関する大綱』 ～日本の将来を担う子供たちを誰一人取り残すことがない社会に向けて～	内閣府	令和元年
◎『改正子どもの貧困対策の推進に関する法律』	内閣府	令和元年
◎『沖縄県子どもの貧困対策計画【改訂計画】』	沖縄県	平成31年
◎『沖縄県教育振興基本計画 ～沖縄の未来を拓く人づくり～【後期改訂版】』	沖縄県教育委員会	平成29年

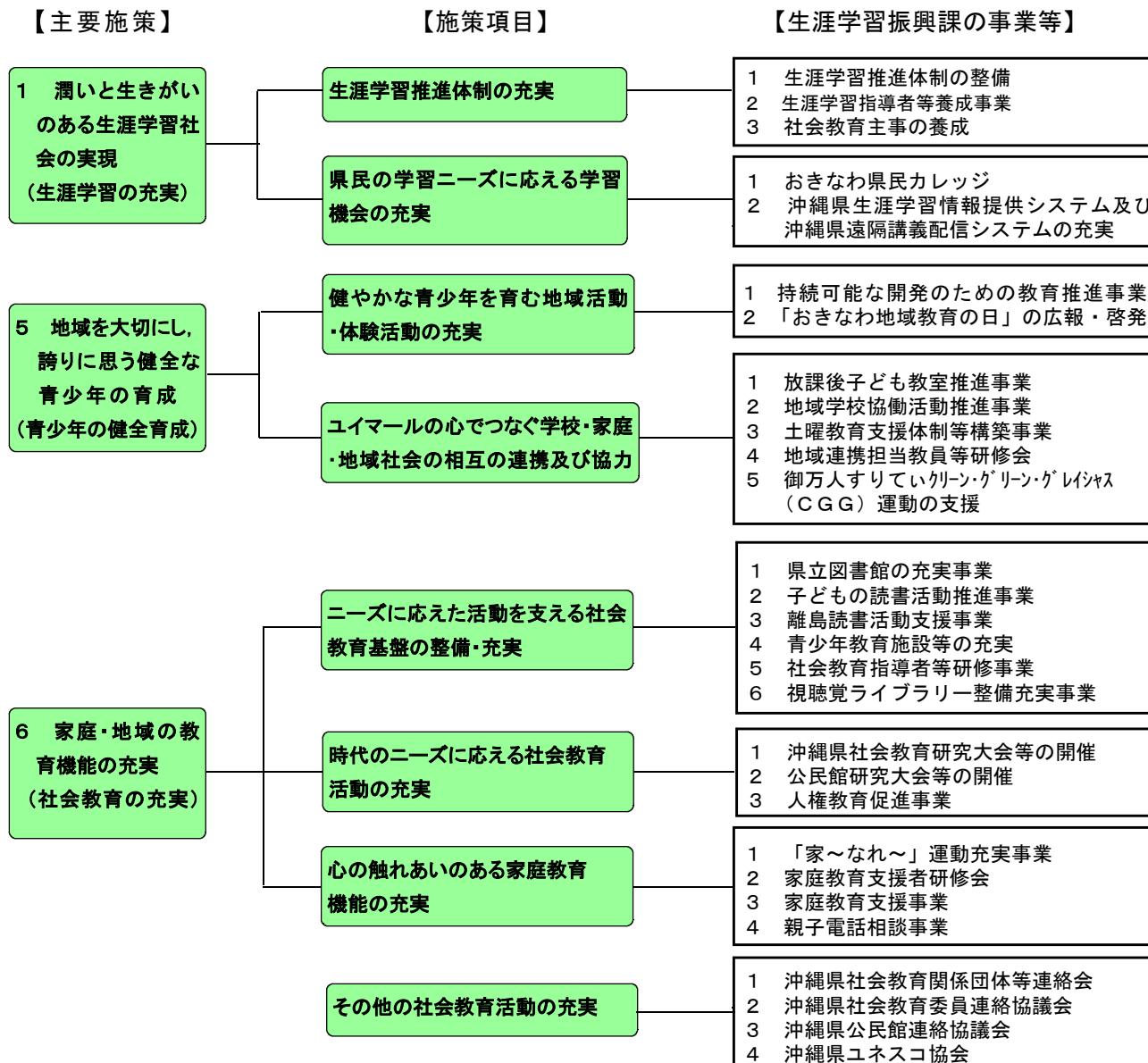
III 生涯學習振興課，文化財課

○生涯學習振興課

○文化財課

生涯学習・社会教育

生涯学習振興課施策体系



■関連資料■

- ◎『生涯学習・社会教育推進の努力点』 沖縄県教育庁生涯学習振興課 平成30年
- ◎『第三次沖縄県生涯学習推進計画（後期）』 沖縄県生涯学習推進本部 平成29年
- ◎『青少年の健全育成を目指した学校と地域の連携・協働の推進に当たって』～第三次提言～ 沖縄県生涯学習審議会 平成29年
- ◎『地域の人的資源を活用した家庭教育支援～地域ぐるみの家庭教育支援のあり方を目指して～』(提言) 沖縄県社会教育委員の会議 平成29年
- ◎『沖縄県読書活動推進基本計画～読書県おきなわ群星プラン～』 沖縄県教育委員会 平成29年
- ◎『学校・家庭・地域の連携協力推進事業実践事例集』 沖縄県教育委員会 平成29年
- ◎『生涯学習推進センターパンフレット』 沖縄県教育委員会 平成29年
- ◎『沖縄県家庭教育支援推進計画』 沖縄県教育委員会 平成26年
- ◎『第三次沖縄県子どもの読書活動推進計画』 沖縄県教育委員会 平成26年
- ◎『できることからはじめよう 食べて 動いて よく寝よう』 沖縄県教育委員会 平成24年

第三次沖縄県生涯学習推進計画（平成24年度～平成33年度）

本計画では、県民一人一人が生涯にわたり生きがいとゆとりを持って充実した生活を送れるよう、いつでも、どこでも、だれでも学習することができ、その成果が社会において適切に評価・活用され、その結果、「ひとづくり」と「まちづくり」の循環が図られるよう生涯学習社会の実現を図っていく必要があるとしている。さらに、「知の循環型社会」や「学社融合」等がキーワードとなり、学校教育と社会教育が連携協力することが重要とされる。「潤いと生きがいのある生涯学習社会“おきなわ”」を形成するため、本計画の積極的な推進を図っていく。

生涯学習・社会教育関連施設及び関係団体

生涯学習・社会教育関連施設	箇所数	社会教育関係団体等
市町村立公民館	91	P T A 公民館
自治公民館	972	青年団 婦人会
県立図書館	1	老人会
市町村立図書館	38	子ども会
県立青少年教育施設	6	ボーイスカウト
沖縄県視聴覚ライブラリー	1	ガールスカウト
地区 市町村視聴覚ライブラリー	8	その他
博物館 美術館(その他市町村等施設)		(企業・NPO等)

「おきなわ地域教育の日」の推進

- ①「おきなわ地域教育の日」（毎月第3土曜日）
県民総がかりで「地域の子は地域で守り育てる」気運の醸成を図るため、平成22年4月より沖縄県社会教育関係団体等連絡会が推奨している。
- ②御万人すりていクリーン・グリーン・グレイシャス（C G G）運動を支援する。
運動月間：毎年12月が運動月間
実施日：12月第3日曜日（家庭の日）

放課後子ども教室推進事業

すべての子どもを対象として、安心・安全な居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを推進する。

「家～なれ～」運動充実事業

- 家庭、学校、地域が連携し、家庭教育力の向上を図る運動を展開する。
- ①市町村主体の家庭教育支援システムを構築する。
 - ②夢実現「親のまなびあい」プログラムを実施する。

家庭教育支援者研修会

家庭教育を支援する方々の資質向上を目的に、より実効性のある取り組みを進めます。子育てを地域ぐるみの取り組みとして、より一層の充実を図る。
(初級編：家庭教育支援アドバイザー養成講座)
(中・上級編：家庭教育支援者スキルアップ講座)

家庭教育支援事業

- ①地域の子育て経験者や民生委員・児童委員など身近な人たちと専門家との連携による「家庭教育支援チーム」を組織し、学習機会や交流の場に参加しない保護者の支援を行う。
- ②基本的な生活リズム、生活習慣の確立を図ることを目的とした「家庭教育支援フォーラム」を開催する。

社会教育主事講習[B]沖縄会場の実施

社会教育主事となる資格を取得させるために、国立教育政策研究所社会教育実践研究センターが行う講習を、県生涯学習推進センターで受講機会を提供する。(1～2月)

おきなわ県民力レッジ

国、県、市町村及び大学等で実施している生涯学習に関する講座等を体系化し、県民に学習機会を広域的・効果的に提供する。

視聴覚ライブラリー整備充実事業

- ①視聴覚教材・機材の普及・活用の促進を図り、社会教育・学校教育の向上に資する。
- ②視聴覚・情報教育指導者の養成を行う。

地域学校協働活動推進事業

地域と学校が連携・協働し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく様々な活動を推進する。
研修会：年3回実施。講演、実践発表等予定
対象者：コーディネーター、学校関係者、ボランティア他

地域連携担当教員等研修会

学校・家庭・地域を結びつける校内コーディネーターとなる地域連携担当者としての資質向上を図る。
研修会：各教育事務所等で開催予定

「読書活動」の推進

- ①毎月第3日曜日「家庭の日・ファミー読書」を推進する。
- ②「子ども読書の日」を記念した取組を実施する。
- ③「文字・活字文化の日」を記念した取組を実施する。
- ④読書活動優秀実践教育長表彰を実施する。

人権教育指導者研修会

人権教育の実践的研修を通して、人権に関する今日的な課題に対応できる指導者としての資質の向上を図り、各現場における人権教育の新たな展開につなげる。

研修会：年1回実施

対象者：学校教育、社会教育、福祉関係者他

親子電話相談事業

(電話番号) 098-869-8753
年末年始・日曜祝日除く 午前9時～午後10時
電話相談員研修会：年10回実施

持続可能な開発のための教育推進事業

持続可能な開発のための教育（E S D）推進のための研修会等を実施する。

※「ユネスコスクールの募集」も随時行う。

研修会：年1～3回実施

対象者：公立学校初任者、中堅教諭

地域の自然・歴史・文化の重視

本県は、亜熱帯海洋性気候のもと、豊かな自然と特色ある歴史や文化が育まれてきた。このような歴史や伝統文化の継承・発展と豊かな感性を育む文化の振興を目的として、文化財課では教育主要施策の一つとして文化財の保護・活用と文化施設の活用、文化芸術活動の推進に取り組んでいるほか、文化庁や文化財団、市町村教育委員会及び学校等との共催により、以下の各種事業を展開している。

各学校においては、総合的な学習の時間や関連する教科等で積極的に文化財や事業等を活用しながら、文化芸術活動及び伝統芸能や文化財愛護の推進に努めることを望む。

●総合的な学習の時間や関連する教科などで実施可能な文化活動事業一覧

1 文化芸術による子供育成総合事業（巡回公演事業）

- 主 催：文化庁
- 実施内容：国が優れた文化芸術団体を選定し、小学校・中学校等において実演芸術公演を実施する。公演の実施に当たっては、鑑賞と合わせて文化芸術団体と児童生徒の共演参加又は体験を行う。
- 公演演目：合唱、オーケストラ、音楽劇、児童劇、演劇、ミュージカル、バレエ、現代舞踊、歌舞伎、能楽、人形浄瑠璃、邦楽、邦舞、演芸等の実演芸術
- 募集期間：10月～11月（通知決定は4月、実施は5月以降）
- 対 象：小学校、中学校、特別支援学校（小学部、中学部）※令和元年度は15公演実施
- そ の 他：H30は追加募集は行わず、不採択校から募集。

2 文化芸術による子供育成総合事業（芸術家の派遣事業）

- 主 催：文化庁
- 実施内容：個人または少人数の芸術家を派遣し、講話、実技披露、実技指導を行う。
- 派遣分野：音楽、演劇、舞踊、大衆芸能、美術、伝統芸能、文学、生活文化、メディア芸術等
- 募集期間：8～9月（決定通知は4月、実施は6月以降）
- 対 象：小学校、中学校、高等学校、特別支援学校
※令和元年度は47校実施
- そ の 他：一次募集終了後、状況に応じて追加募集

3 文化芸術による子供育成総合事業（コミュニケーション能力向上事業）

※本事業は、「コミュニケーション能力の育成」を図るための事業で、内容も芸術鑑賞ではなく、ワークショップが主となっております。また、平成29年度に名称が「児童生徒のコミュニケーション能力の育成に資する芸術表現体験事業」から「コミュニケーション能力向上事業」に変わっており、コミュニケーション能力育成に係る担当者にて対応しております。

■関連資料■

- ・参考となるホームページまたはWebサイトからダウンロード可能な資料
- ◎文化財課要覧/沖縄県教育委員会(www.pref.okinawa.lg.jp/edu/bunkazai/edu/jimukyoku/bunkazai/index.html)
- ◎国立劇場おきなわ (<http://www.nt-okinawa.or.jp/>)
- ◎琉球文化アーカイブ (<http://rca.open.ed.jp/>)
- ◎沖縄県立総合教育センター教育情報共有システム (<https://kyosys.open.ed.jp/>)
- ◎沖縄の歴史と文化 (<http://www.pref.okinawa.lg.jp/edu/bunkazai/bunkakesho/hogo/rekishi/rekishi-002.html>)
- ◎沖縄県立埋蔵文化財センター (<http://www.pref.okinawa.jp/edu/maizo/madoguchi/soshiki/maizo/>)
- ◎文化遺産オンライン（文化庁） (http://bunka.nii.ac.jp/special_content/hlink9)

4 子供 夢・アート・アカデミー

(日本芸術院会員の学校派遣)

- 主 催：文化庁
 □目 的：日本芸術院会員が小・中・高等学校を訪問し、講話、実技披露、実技指導を行い、子供たちに文化芸術活動の素晴らしさを実感させ、夢を持って生きることの大切さや文化芸術を愛する心を育て、豊かな情操を有する文化継承者の育成を図る。
 □公演分野：美術、文芸、音楽、演劇、舞踊など
 □募集期間：4月（決定通知は7月、実施は8～12月）
 □対 象：小学校、中学校、高等学校
 ※平成29年度は1校1公演実施
 ※平成31年度は実施なし

5 沖縄県提供事業（沖縄県こども青少年芸術劇場）

- 主 催：沖縄県教育委員会
 □目 的：芸術鑑賞の機会の少ないへき地、離島等の児童生徒に、優れた舞台芸術を提供して生徒の芸術に触れる喜びを与えるとともに、表現活動の機会を確保することにより、児童生徒の芸術活動の機運の醸成と健全育成を図る。
 □公演種目：金管五重奏、木管五重奏、バレエ
 □募集期間：2月～3月（決定通知は6月、実施は10月以降）
 □対 象：県内離島、へき地の小学校、中学校
 ※平成31年度は2校2公演実施
 （宮古島市：バレエ公演）

6 児童生徒の組踊等沖縄伝統芸能鑑賞会

- 主 催：沖縄県教育委員会
 □目 的：県内児童生徒に教育の一環として重要無形文化財である組踊等沖縄伝統芸能を鑑賞する機会を提供し、本県独自の無形文化財の理解を深める。
 □上演種目：組踊及び沖縄伝統芸能
 □募集期間：9月～10月頃
 □対 象：小学校、中学校、高等学校、特別支援学校

7 文化財愛護事業（「私たちの文化財」図画作品募集）

- 主 催：沖縄県教育委員会
 □目 的：県内の児童生徒を対象に、文化財をテーマとした図画作品を募集し、その制作をとおして児童生徒が地域の文化財に興味・関心を持ち、文化財保護・愛護思想の高揚を図ることを目的とする。
 □募集期間：5月中旬～9月末頃
 □対 象：小学校、中学校、高等学校、特別支援学校
 □そ の 他：入賞作品は、「教育・文化週間」並びに「文化財保護強調週間」の一環として、同週間（11/1～7）に開催する「私たちの文化財」図画作品展示会において展示するとともに、最優秀作品の中から1～2点を文化財保護強調週間ポスターの原画として採用する。

■関連資料■

・書籍（各小・中・高等学校の図書館等に配布済み）

- ◎『みんなの文化財図鑑 埋蔵文化財 編』 (平成31年 発行／沖縄県教育委員会)
- ◎『みんなの文化財図鑑 史跡・名勝 編』 (平成30年 発行／沖縄県教育委員会)
- ◎『沖縄県史ビジュアル版1～13』 (平成10年～平成16年 発行／沖縄県教育委員会)
- ◎『みんなの宝 世界遺産 よみがえる琉球の記憶 小学生高学年用 世界遺産副読本』 (平成14年 発行／沖縄県教育委員会)
- ◎『もっと知りたい！世界遺産 中学生用副読本』 (平成14年 発行／沖縄県教育委員会)
- ◎『世界遺産「琉球王国のグスク及び関連遺産群」高校生用副読本』 (平成14年 発行／沖縄県教育委員会)
- ◎『沖縄の文化財 I～V』 (平成5年～平成9年 発行／沖縄県教育委員会)
- ◎『文化財にみる 沖縄の自然・歴史・文化』 (小学生版：平成3年度、中学生版：平成5年度、高校生版：平成7年度 発行／沖縄県教育委員会)
- ◎『沖縄の文化』 (平成4年 発行／沖縄県)
- ◎『首里城：－その歴史への誘い－』 (平成4年 発行／沖縄県)

令和2年度版
学校教育における指導の努力点

発行月 令和2年2月
発行 沖縄県教育委員会
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
TEL 098(866)2741 FAX 098-866-2750
ホームページ <http://www.pref.okinawa.jp/edu/>
〔沖縄県教育委員会〕
